

基準仕様書（案）に対する質問及び意見の回答

1. 基準仕様書（案）に対する質問

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	回 答
1	1	第1編 第1節	1	4)	計画敷地周辺の災害対策状況が分かる資料について、立川市洪水ハザードマップ、昭島市ハザードマップ以外に注意すべきものがありましたら、ご教示願います。	周辺地域の地震時における危険度の資料については、立川市防災及び洪水ハザードマップ、「地震に関する地域危険度測定調査（第8回）」（東京都都市整備局）及び「東京都の地震時における地域別出火危険度測定（第9回）」等があります。ただし、この資料や質問内容にあるハザードマップは、地域の立地条件などの特性を基に被害想定を行っているものであり、災害への対策状況を示しているものではありません。 その他、計画に伴う資料等については事業者にて調査願います。
2	3	第1編 第1節	7	1) (10)	「すべて建屋内に収納し」との記載がありますが、助燃油貯留槽・機器冷却塔・低圧蒸気復水器など機能的に屋外に設置するものは、本規定に該当しないものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、騒音及び振動等に伴い周辺への影響がある設備についてはできるかぎり建屋内に格納願います。
3	3	第1編 第1節	7	1) (12)	事業契約締結後の敷地内の管理は建設事業者が行うこととは、平成35年2月28日までと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。平成35年3月1日からは運営事業者が管理願います。
4	3	第1編 第1節	7	3) (1)	昭島市域の一部については工事作業エリアとして認めて頂けるとのことですが、これは添付資料-2の昭島市域(B)に限るものなのでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	3	第1編 第1節	7	3) (1)	昭島市域の一部を工事作業エリアとして利用するために、添付資料-2に記載の整地工事以上に伐採や簡易造成等を事業者責任において行っても宜しいでしょうか。 また工事作業エリアとしての利用後は、使用現況の状態で清掃を行いお引渡させて頂けることが可能だと考えて宜しいでしょうか。	昭島市域で工事作業エリアとして認めるのは、添付資料-2の昭島市域(B)に限ります。昭島市域(B)については、基準仕様書（案）第2編第3章第3節1整地工事を行い、引渡しとなります。

6	3	第1編 第1節	7	3) (2)	昭島市域内の施設整備については本事業には含まないとのことですが、今回の計画との取合などの連携の確認および一体感を前提とするためにも、貴市の想定整備案を提示下さい。	昭島市域内には周辺地域との間の緩衝帯、緑地、防災機能を持つオープンスペース（防災空地）等として利用予定で、詳細については未定です。今回の計画との連携および一体感が確保できるような計画を目指しており、特に昭島市域(B)部分との連携は重要と認識しています。
7	3	第1編 第1節	7	3) (2)	昭島市域内にオープンスペース（防災空地）等を設けるとありますが、P.130整地工事に記載の通り、昭島市域（B）範囲内のみを整備すると考えてよろしいでしょうか。	昭島市域（A）範囲についても基準仕様書（案）第2編第3章第3節1整地工事が含まれています。
8	3	第1編 第1節	7	3) (2)	昭島市域内における本事業範囲外の施設整備の実施時期及び敷地の使用範囲について御教示下さい。	昭島市域内における本事業範囲外の施設整備の実施時期及び敷地の使用範囲については未定となります。また、昭島市域で工事作業エリアとして認めるのは添付資料-2昭島市域(B)に限ります。
9	3	第1編 第1節	7	3) (2)	昭島市域（A）の利用方法をご教示願います。	昭島市域内には周辺地域との間の緩衝帯、緑地、防災機能を持つオープンスペース（防災空地）等として利用予定です。詳細については未定となっております。
10	4	第1編 第1節	8	2)	立川市域と昭島市域にて各々別敷地と理解してよろしいでしょうか。	本事業の建設場所は建築敷地として一敷地となります。
11	4	第1編 第1節	8	3)	緑化率については、昭島市側を含めた敷地全体に占める割合と考えて宜しいでしょうか。	緑化率については立川市域及び昭島市域それぞれの範囲に占める割合とします。また、立川市域及び昭島市域の敷地全体に占める割合についても考慮願います。
12	4	第1編 第1節	8	3)	法、条例、地区計画及び指導要綱を最低限度として準拠した緑地を確保するとの理解でよろしいでしょうか。	基準仕様書（案）記載のとおり、法令で定められた緑化率を遵守することはもちろんのこと、敷地内空地は高木・中木・低木・地被類等を適切に配置し良好な環境の維持に努め、できる限り植栽し周辺の緑と連続するように配慮願います。なお、植栽は郷土種を中心とした樹種を選定し、地域環境との調和や保全に努めてください。
13	4	第1編 第1節	8	3)	3)緑化率およびP13関係法令一覧に「工場立地法」がありますが、生産施設ではないと考え、工場立地法は適用されないと考えますがよろしいでしょうか。	本施設は工場立地法の適用を受けると確認しています。

14	5	第1編 第1節	8	4)	添付資料-2敷地図において、電力供給及び給湯取出予定箇所が2箇所記載されておりますが、事業者においていずれかを選択してよいと考えてよろしいでしょうか。	電力供給及び給湯取出予定箇所は2箇所設置する予定です。
15	5	第1編 第1節	8	4)	添付資料-2に記載の2カ所の電力供給および給湯取出予定箇所は、北側が泉町西公園への供給取合点、南側が昭島市軌域(B)への供給取合点との理解で宜しいでしょうか。その場合、取合点は昭島市域(B)側に設置するとの理解で宜しいでしょうか。	添付資料-2に記載の2カ所の電力供給および給湯取出予定箇所の各供給先については未定です。取合点については添付資料-2に記載のとおり市境付近を予定しています。
16	5	第1編 第1節	8	4)	添付資料-2の施設配置範囲として昭島市域(B)が明示されていますが、本資料に記載の当該エリアの施設とは、昭島市域内の施設整備については本事業には含まないとのことですので、本工事ではなく市様より別途発注される施設のことを示しているとの理解で宜しいでしょうか。	昭島市域については、基準仕様書(案)第2編第3章第3節1整地工事を行い引渡しとなります。昭島市域内には周辺地域との間の緩衝帯、緑地、防災機能を持つオープンスペース(防災空地)等を予定し、整備については別途発注となります。
17	5	第1編 第1節	8	4)	添付資料-2には、本施設より送る電力供給および給湯取出予定箇所の記載はありますが、水道および電力・ガスの引込位置、および公共下水道への排水位置は明示がありません。電力に関しては共同溝のいずれかの位置より電力会社様により敷地内へ引込頂き、同様にガスについてもガス会社様にて引込頂き、敷地出入口近傍で取合うとの理解で宜しいでしょうか。また水道・下水道に関しては、各管路端部の白抜き丸の位置に全てマンホールがあり、当該位置で取合えるものと理解して宜しいでしょうか。	電力及びガスの引込位置は南側道路からとし、事業者の計画に基づき、詳細については供給事業者との協議となります。水道の引込位置についても南側道路からとし、引込については事業者負担とします。公共下水道への接続については南側道路の端部の青○(雨水)及び緑○(汚水)の位置となります。詳細は入札公告時に提示します。
18	5	第1編 第1節	8	4)	また、これら今回の敷地境界外の引込工事は、本工事とは別に発注されるものと理解して宜しいでしょうか。本工事に含む場合には、工事負担金など見積に織り込むべき金額もしくは見積条件を開示下さい。	水道・下水道及び電力・ガス等の引込工事については、本事業に含み、費用についても事業者負担とします。
19	5	第1編 第1節	8	4) (2)	地下水質調査結果に基づく井水使用可否の判断は事業者に委ねられるとの理解で宜しいでしょうか。	市と協議によるものとします。
20	5	第1編 第1節	8	4) (2)	「生活用水 上水及び中水」との記載がありますが、中水の料金、水質、取合点(添付資料-2には記載がないと見受けられます)について御教示願います。	中水は雨水のみと考えています。

21	5	第1編 第1節	8	4) (2)	上水道の引込可能位置と水圧をご教示ください。また、中水とは井水および雨水の解釈でよろしいでしょうか。	上水道の引込位置は南側道路からとし、詳細については供給事業者との協議となります。水圧については不明です。中水は雨水のみを考えています。
22	5	第1編 第1節	8	4) (2)	井水利用の可否条件を御教示下さい。 また、それに係る費用は入札の範囲外と考えてよろしいでしょうか。 実施時調査の結果、井水の利用が可能と判明し、貴市と協議のうえ井水を使用する計画へ変更となった場合については、契約変更による対応になるものと考えてよろしいでしょうか。	井水利用の可否については本事業にて地下水質調査を行い検討致します。調査方法等については、第2編第2章第9節の記載内容とし、費用については事業者負担となります。 調査の結果、井水の利用が可能となった場合、施設整備及び運営等について市と費用等を含め協議を行い、井水を使用した計画に変更します。なお、使用方法については災害時の断水対策を考慮した計画とします。
23	5	第1編 第1節	8	4) (2) (4)	上水及び排水について、建設場所は立川市域であることから東京都水道局管内から引き込みとなりますでしょうか。それとも添付資料-2敷地図を確認しますと昭島市側に上水管及び排水管が敷設されているように見受けられますので、上下水道共に昭島市水道局と契約となるのでしょうか。	建設場所については立川基地跡地昭島地区土地区画整理事業 事業計画書に記載されている「昭島市域は昭島市営水道から給水を受ける。立川市域は東京都水道局より給水を受けるが行政地区の一部については昭島市営水道により給水を受ける。」をふまえた対応を想定しています。
24	5	第1編 第1節	8	4) (3)	燃料は提案によるとなっておりますが、都市ガスを使用する場合、耐震性能が高いとされる中圧導管から取合ことは可能でしょうか。	可能です。ただし、中圧導管から取合いの条件については、非常用発電機の燃料として都市ガスを使用し、その非常用発電機で防災用設備（スプリンクラー設備、屋内消火栓設備）に供給する場合、消防庁告示1号（自家発電設備の基準）第二（十三）ロ（イ）の適用が考えられます。上記を満たすために計画時に日本内燃力発電設備協会のガス専燃発電設備用ガス供給系統評価委員会の認定が必要です。
25	5	第1編 第1節	8	4) (3)	都市ガスの引込みの可否について、応募者にて事業提案前に協議することは可能でしょうか。	可能です。
26	5	第1編 第1節	8	4) (3)	燃料について都市ガスを利用する場合については、立川市域であるため東京ガス管轄エリアとなりますでしょうか。それとも添付資料-2敷地図を確認しますと昭島市側にガス配管が敷設されているように見受けられますので昭島市エリアとして昭島ガスの管轄エリアとなるのでしょうか。また、中圧で引込することは可能でしょうか。	供給事業者との協議となります。 なお、中圧引込に関する回答はNo. 24を参照ください。

27	5	第1編 第1節	8	4) (4)	公共下水道の放流可能箇所、最終樹大きさと深さをご教示ください。	入札公告時に提示します。
28	5	第1編 第1節	8	4) (5)	雨水流出抑制施設の方式や形状について提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。総合治水対策として残堀川流域の対策基準に従い、事業区域に対して600m ³ /ha規模の雨水流出抑制施設を地下部分に整備願います。なお、昭島市域に整備する場合は、事前に市と協議願います。
29	5	第1編 第1節	8	4) (5)	その他の雨水は指導要綱に基づき敷地内処理とありますが、再利用水量分を控除したあとの雨水量を敷地内処理と考えてよろしいでしょうか。	再利用水量分を含んでの雨水量により算出してください。詳細については事業者提案による計画に基づき、立川市環境下水道部下水道管理課との協議となります。
30	5	第1編 第1節	8	4) (5)	総合治水対策として600m ³ /haの雨水流出抑制施設を整備するとありますが、対象となる敷地は立川市域のみでしょうか。	立川市域及び昭島市域が対象です。
31	5	第1編 第1節	8	4) (5)	雨水の全量敷地内処理について、豪雨時等の600m ³ /haを超える雨水に関してはオーバーフロー分に限り場外放流は問題ないと考えてよろしいでしょうか。	事業者提案による実際の計画に基づき、立川市環境下水道部下水道管理課との協議となります。
32	5	第1編 第1節	8	4) (5)	上記の場外放流が可能となる場合、その接続先をご教示願います。	公共下水道への排水位置は添付資料-2南側道路の端部の青○(雨水)及び緑○(汚水)の位置となります。詳細は入札公告時に提示致します。
33	5	第1編 第1節	8	5)	航空法による建物及び煙突高さについて、事業提案前に各飛行場に高さの照会を行ってもよろしいでしょうか。	可とします。
34	5	第1編 第2節	8	5)	「立川飛行場(陸上自衛隊)の空域制限の対象地域となり、立川飛行場の標点から45mの水平表面の高さ制限がある。」との記載がありますが、立川飛行場の標点の詳細及び、敷地内の仮ベンチマークの標点をTP表示にてご教示願います。	立川飛行場の標点は北緯35度42分39秒、東経139度24分11秒、TP+93.46mです。詳細は陸上自衛隊立川駐屯地業務隊管理科との協議となります。敷地内の仮ベンチマークは入札公告時に提示します。敷地内の高さは添付資料-4を参考願います。
35	5	第1編 第2節	8	5)	立川飛行場の標点から45mの水平表面の高さ制限があると記載がありますが、施工時のクレーン等は45mを超えて設置できるものと考えて宜しいでしょうか。	陸上自衛隊立川駐屯地業務隊管理科との協議となります。
36	6	第1編 第2節	1	2) 表1.1	可燃性粗大ごみの計画年間ごみ処理量412tに対し、p49にて可燃性粗大ごみ処理装置の能力が10t/5hとのご指定ですが、計画年間ごみ処理量が処理可能であることを前提に、能力については事業者提案として宜しいでしょうか。	入札公告時に提示します。

37	6	第1編 第2節	1	3) (2)	可燃分あたりの元素組成(%)は、基準ごみ時の元素組成との理解でよろしいでしょうか。また、各ごみ質における元素組成をご教示願います。	提示している元素組成は基準ごみのものです。各ごみ質の元素組成は調査していません。
38	7	第1編 第2節	3	2) 表1.2	搬出入車両の外形寸法及び車両軌跡が確認できる仕様の提示をお願いします。	搬出入車両の代表的な2tパッカー車の車種はイスズTFG-NMR82ZANとなっており、長さ530cm、幅185cm及び高さ243cmです。磁性物等の搬出車両については、一般的なコンテナ(長さ4m・全幅2m)4t車両を想定願います。
39	7	第1編 第2節	3	2) 表1.2	粉粒体運搬車の仕様(車両サイズ、車両重量、積込容量、接続仕様)を教示ください。	粉粒体運搬車については事業者提案となります。
40	7	第1編 第2節	3	2) 表1.2	運営事業者は、焼却灰及び飛灰処分先の受入仕様に合わせ運搬車両を準備する必要があると考えるので、灰搬出車両に関する条件を明示した仕様書の提示をお願いします。市様にて車両を準備頂ける場合にも、施設計画のために外形寸法及び車両軌跡が確認できる仕様の提示をお願いします。	灰搬出車両については事業者提案とします。参考として現清掃工場の灰搬出車両は最大積載量8,600kg、長さ784cm、幅249cm、高さ358cmです。なお、灰搬出車両の仕様は次のとおりです。 1. 廃棄物の運搬車両の所属名の表示 運搬車両の荷台の両側面及び後方側面に、「立川市」の名称を分かりやすく表示する。なお、名称の表示の大きさは、1文字あたり20cm角以上とする。 2. 運搬車両の形式 (1)廃棄物の運搬車両は、搬入の過程において廃棄物の飛散、流出または悪臭がもれないように必要な措置を講ずるものとする。 (2)廃棄物の運搬車両は、原則として10t積、密閉車両またはコンテナ車とする。なお、エコセメント化施設に搬入する乾燥灰はタンクローリー車とする。
41	7	第1編 第2節	3		各車両の大きさ・仕様をご教示ください。 主要諸元：①全長②全幅③全高④ホイールベース長⑤最小回転半径	No.38を参照ください。

42	7	第1編 第2節	3		86ページ 第2編第2章第8節12「磁性物貯留設備」では、4tコンテナ車等で市様が排出予定とありますが、4tコンテナ車の仕様を提示下さい。 4tコンテナ車がアームロールコンテナ車の仕様の場合、コンテナを車両に載せる際に車両+コンテナの全長が非常に長くなることが予想されます。その場合には、積込時に建屋から車両の一部がはみ出す配置計画としても宜しいでしょうか。	車両の仕様についてはNo. 38を参照ください。 また、積込時に建屋から車両の一部がはみ出す配置計画については、運用上及び安全上支障がなければ可とします。
43	7	第2節	3	1)	ごみ搬入車(4tパッカー)のフルダンプ時における後輪の中心からテールゲート端までの最大寸法をご教示願います。	ごみ搬入車(4tパッカー)については特別な仕様の車種は使用しておりません。各種メーカー仕様を参考に想定願います。詳細については入札公告時に提示します。
44	7	第2節	3	1), 2)	適正な車両動線計画を行うため、搬入出車両における最大車両の車両諸元(最小回転半径等)をご教示願います。	10tダンプトラック及び粉粒体運搬車が搬出入される最大車両と想定しています。
45	7	第1編 第2節	5	2) (7)	中水とは井水および雨水の解釈でよろしいでしょうか。または別途供給元があるのでしょうか。	中水は雨水のみと考えています。
46	8	第1編 第2節	5	2) (8)	ごみ汚水処理について、簡易で信頼性の高い「ごみピット返送式」を提案しても宜しいでしょうか。	基準仕様書(案)のとおりとします。
47	8	第1編 第2節	5	2) (9)	処理飛灰の貯留・搬出方式について、飛灰貯槽の容量を含めたうえで7日分を確保したバンカ方式としてもよろしいでしょうか。	飛灰貯槽容量とは別にピットアンドクレーン方式で7日分以上確保してください。基準仕様書(案)のとおり、灰ピットは飛灰固化物と主灰が分かれるように対応願います。
48	8	第1編 第2節	6		添付資料-2敷地図において、電力供給及び給湯取出予定箇所が2箇所記載されておりますが、事業者においていずれかを選択してよいと考えてよろしいでしょうか。 また、余熱供給先における使用熱量、供給開始時期及び使用量の季節・曜日・時間変動をご教示ください。	電力供給及び給湯取出は2箇所に設置します。余熱供給先における使用熱量は20m ³ /hの給湯となります。供給開始時期及び使用量の季節・曜日・時間変動は未定です。
49	8	第1編 第2節	6		余熱利用計画において、電力供給および給湯の取合箇所は2カ所ありますが、表1.3の数値は1カ所分の容量ということでしょうか。 その場合、並列同時使用は想定しなくていいものとの理解で宜しいでしょうか。	余熱利用計画において、表1.3の数値は2カ所の合計の容量となり、並列同時使用も想定しています。

50	8	第1編 第2節	6		余熱利用計画において、給湯に関しては供給温水を全量放流し、返送分は全くないと理解で宜しいでしょうか。また給湯配管などの整備は本工事範囲外であることから、管路や送水先設備での漏水量によらず取合点にて当該給湯温度、給湯量が確保されていることが供給条件と理解します。	ご理解のとおりです。
51	8	第1編 第2節	6		余熱利用計画において、電気及び給湯それぞれの利用時刻及び日時について教示下さい。 年間の供給停止日があれば当該停止日についても併せて開示下さい。 例)8時間/日×6日/週	No. 48を参照ください。
52	8	第1編 第2節	6		余熱利用計画に記載の電力及び給湯量は、供給設備の設計数値と理解しますが、実運用におけるそれぞれの想定使用量を御教示下さい。 変動が想定される場合には、当該変動量についても開示下さい。	想定使用量はNo. 48を参照ください。変動量は未定となります。
53	8	第1編 第2節	6		余熱利用計画の電力供給および給湯は、ごみ焼却時を供給時間としてご指定ですが、これはあくまでも通常売電が可能な状態のものを表しているものであり、本施設が系統と遮断されたタービン自立運転時や、停電などの緊急時に非常用発電機運転状態となってしまった場合などは、ごみ焼却を行っていても電力供給や給湯を停止することが出来るものと考えて宜しいでしょうか。	余熱利用計画の電力供給および給湯は、ごみ焼却時にはどのような状況でも対応できるものとしします。
54	8	第2節	6	-	余熱利用計画で使用する電力供給および給湯について、記載いただいている使用量は1時間あたりの最大使用量との理解でよろしいでしょうか。また、時間毎に使用量の変動がありましたら、使用方法および時間毎の使用量推移をご教示願います。	電力供給については瞬間最大負荷となり、給湯については1時間あたりの最大使用量とします。また、使用方法等については未定です。
55	10	第1編 第2節	8	2)	下水道排水基準として立川市下水道基準の記載がございますが、立川市下水道への放流(=立川市上水道からの購入)となるのでしょうか。	立川市下水道への接続となります。

56	11	第1編 第2節	8	3)	騒音基準値は立川市域と昭島市域で、それぞれの騒音基準に合わせると考えてよろしいでしょうか。 工場棟等の施設は立川市域に設置することから、騒音規制は立川市域の敷地境界において、夜間45dB(A)との理解でよろしいでしょうか	敷地は一体となることから、敷地内にある立川市と昭島市の市境で公害防止基準を適用することはありません。
57	12	第1編 第2節	9	1) (4)	現施設における150mmを超える焼却残渣の発生量を御教示下さい。	現清掃工場では破砕機が設置されており、150mmを超える焼却残渣の発生量はほとんど見受けられません。
58	12	第1編 第2節	9	2)	焼却灰他の溶出基準が提示されていますが、過去に焼却灰(主灰)の溶出基準を満たすために、薬剤処理等を行った事例があれば対応頻度他処置内容を詳細にご教示ください。	過去に焼却灰(主灰)の溶出基準を満たすために、薬剤処理等を行った事例はありません。
59	12	第1編 第2節	9	2)	エコセメント化施設での焼却残さが受入中止になった場合には、ほかの施設で処理するとの記載がありますが、状況にはよるものの、原則として本施設内での貯留能力分は貯留し、その上で搬出が必要となった場合には、当該貯留能力の期間中(7日以内)に焼却さ等処理先は市様にて選定、指定いただけるものと理解して宜しいでしょうか。	ここに記載されている内容については焼却残さが基準値を超えた時の対応となります。費用の負担については基準値を超えた要因によるものとします。
60	12	第1編 第2節	9	2)	平時のエコセメント化施設での焼却残さの受入中止時期及び期間については、本施設の運転に支障が無い様、予定等についてはあらかじめ運営事業者とご協議頂き、調整ができるものと考えて宜しいでしょうか。	平時のエコセメント化施設での焼却残さの受入中止時期及び期間については、受入施設からあらかじめ通知があり、受入中止時期及び期間について調整できません。施設の運転に支障が無いように運転計画については事業者で調整願います。
61	12	第1編 第2節	9	2)	エコセメント化施設以外の施設へ焼却残さ等を搬送する場合、処理費用については市様でご負担頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	ここに記載されている内容については焼却残さが基準値を超えた時の対応となります。費用の負担については基準値を超えた要因によるものとします。
62	12	第1編 第2節	9	2)	同様に、ほかの施設で処理する場合には、運搬計画検討のために、市様にて想定されるほかの施設への運搬条件(名称、場所、走行距離、受入日時、運搬車両の大きさ・重量制限の有無等)を教示下さい。	ここに記載されている内容については焼却残さが基準値を超えた時の対応となります。搬出先については事業者提案とし市と協議によります、なお、費用の負担については基準値を超えた要因によるものとします。

63	12	第1編 第2節	9	2)	年間の焼却残さ等の運搬計画条件としては、ほかの施設への運搬が年間で7日(それ以外の平時は全量エコセメントへ運搬)として計画して宜しいでしょうか。	ここに記載されている内容については焼却残さが基準値を超えた時の対応となります。
64	12	第1編 第2節	9	2)	ほかの施設への運搬費用については、前述の運搬条件に基づき、年間7日分織込むことで宜しいでしょうか。	ここに記載されている内容については焼却残さが基準値を超えた時の対応となります。費用の負担については基準値を超えた要因によるものとします。
65	12	第1編 第2節	9	2)	ほかの施設への運搬条件が想定と異なる場合や、何らかの理由により想定していなかったほかの施設に運搬する事が生じた場合など、想定していた当初計画より処理費・運搬費などが増加する場合には、市様にてご負担頂けるものと理解しています。万一事業者が負担する可能性がある場合には、見積に織込むべき金額の提示および見積との差異が生じた場合の精算方法について開示下さい。	ここに記載されている内容については焼却残さが基準値を超えた時の対応となります。搬出先については事業者提案とし市と協議によります、なお、費用の負担については基準値を超えた要因によるものとします。
66	12	第1編 第2節	9	2)	(運営事業者の責によらず、受入先の事情等により)突発的にエコセメント化施設での焼却残さの受入中止となることも想定されますが、突発的な受入中止に伴い不測の対応、費用が生じる場合は、対応を協議の上、費用については市様でご負担頂けると考えて宜しいでしょうか。	ここに記載されている内容については焼却残さが基準値を超えた時の対応となります。費用の負担については基準値を超えた要因によるものとします。
67	12	第2節	9	2)	「エコセメント化施設での焼却残さが・・・ほかの施設で処理すること。」とありますが、エコセメント化施設で焼却残さの受入が中止となった場合は、市様にて処理先を選定し、処理を実施していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ここに記載されている内容については焼却残さが基準値を超えた時の対応となります。搬出先については市と協議するものとし、費用の負担については基準値を超えた要因によります。
68	13	第2節	10	-	残堀川に隣接した敷地条件ですが、河川に関して遵守すべき関係法令等がありましたらご教示願います。	河川法及び堤内地の堤脚付近に設置する工作物の位置等について(平成6年5月31日 建設省河治発第40号 建設省河川局治水課長通達)通達等を遵守してください。また、詳細については河川管理者との協議によります。
69	14	第1編 第2節	11	4)	地下水位の観測期間として、工事着工前及び工事完了後のそれぞれの日数を御教示下さい。	地下水位の観測期間は、整地工事を考慮し契約後速やかに開始し、終了は工事完了後1年間とします。

70	15	第1編 第2節	11	4)	地下水の観測は工事着工前から工事完了後の一定の期間とありますが、掘削工事の完了後の観測期間については事業者側にて判断し、観測結果により問題ないと判断した上で終了するとの理解で宜しいでしょうか。 それとも一定期間について市様の想定はありますでしょうか。あれば教示下さい。	No. 69を参照ください。
71	15	第1編 第2節	11	6)	長時間日影の影響を及ぼす範囲を小さくするよう配慮した建物配置としますが、日影規制時間は、都条例に基づくことと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。建築基準法及び東京都日影による中高層建築物の高さの制限に関する条例を遵守願います。
72	15	第1編 第2節	11	7)	電波障害が発生した際に適切な対策を実施することとありますが、発生する費用については協議いただけると考えてもよろしいでしょうか。	生活環境影響調査では電波障害が発生しないとの調査結果がでています。電波障害が発生した場合の対策費用の負担については事業者負担とします。
73	16	第1編 第2節	11	8)	立川市景観色彩ガイドラインに適合することとありますが、昭島市の景観条例等へは準拠しないこととよろしいでしょうか。	立川市景観色彩ガイドライン及び立川市景観計画をふまえた施設計画としてください。昭島市は景観団体ではないため東京都景観条例が適用されます。詳細については担当部署との協議となります。
74	16	第1編 第2節	11	8)	色彩は、「立川市景観色彩ガイドライン(平成27年10月立川市)」とありますが、立川市ホームページに掲載されていません平成30年4月版(平成27年10月改訂)と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
75	16	第1編 第2節	11	9)	<施設整備>「飛灰(処理飛灰含む)はエコセメント化施設に搬出し…」との記載がありますが、処理飛灰についてもエコセメント化する想定との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
76	16	第1編 第2節	11	9)	処理飛灰に関して埋立処分を想定される場合には、運搬計画検討のために想定搬送先を教示下さい。	処理飛灰は飛灰処理と同様にエコセメント化施設で再資源化を行います。
77	16	第1編 第2節	11	9)	処理飛灰などの運搬に関して、処理費・運搬費など当初計画と変更となる費用については、市様にご負担頂けるものと理解しています。 万一事業者が負担する可能性がある場合には、見積に織込むべき金額の提示および見積との差異が生じた場合の精算方法について開示下さい。	処理飛灰などの運搬に関して、処理費・運搬費など当初計画と変更となる費用については、市と協議によります。

78	18	第2編 第1章 第1節	1		本基準仕様書に明記されていない事項であっても、施設の目的達成のために必要な設備等及び工事の性質上必要となるものについては記載の有無に関わらず建設事業者の責任において全て完備することとありますが、原則として、発注者並びに入札者が、基準仕様書(案)、入札説明書等、事業契約書(案)、事業提案書及びそれらに係る質疑応答にて、双方で具体的内容を確認するものであり、双方共予見できなかった条件が明確になった場合は、費用処置も含めて双方で協議の上、対応を決定するという考え方で宜しいでしょうか。	発注者並びに入札者が、基準仕様書(案)、入札説明書等、事業契約書(案)、事業提案書及びそれらに係る質疑応答にて、双方で具体的内容を確認し、双方共予見できなかった条件が明確になった場合でも、事業を進める中で施設の目的達成のために必要な設備等及び工事の性質上必要となるものについては記載の有無に関わらず建設事業者の責任において全て完備することとなります。
79	18	第2編 第1章 第1節	3	6)	本基準仕様書からのグレードアップは、「貴市と協議し変更できる。なお、この場合は契約金額の増額は行わない。」とありますが、貴市による変更指示の場合は、増額対象と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	19	第2編 第1章 第2節	1	1) (1)	材料、機器においてJIS等の基準や法令を満足する範囲において、海外製品の使用は可能と考えてよろしいでしょうか。	基準仕様書(案)のとおりとします。
81	19	第2編 第1章 第2節	1	1) (1)	検査立会について、輸送上の制約により国内での検査が困難な場合については、海外での検査立会としてもよろしいでしょうか。	不可とします。
82	21	第2編 第1章 第3節	1	2)	試運転について、運営事業者が配置する運転要員は、建設事業者からの教育・指導を受けの一環として、建設事業者に協力して試運転を行うという理解で宜しいでしょうか。	試運転時に運営事業者が配置する運転要員については、安全性を考慮した配置計画としグループ内で調整し対応願います。なお、教育指導計画書を市に提出し事前に承諾を得てから試運転を行うことと致します。
83	21	第2編 第1章 第3節	2	1)	建設事業者が作成する運転マニュアルについては、後述の第3編第4章第8節(155ページ)に記載の表4.1運営・維持管理マニュアルに記載の内容と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	21	第2編 第1章 第3節	2	3)	運営事業者は、本稼働に入るために事前に管理運営体制を整えるとのことですが、運営事業者が配置する運転要員は、建設事業者が作成する教育指導計画書に基づき適切な時期に必要な人数を順次配置していくことで効率的な教育・指導受けるという考え方で宜しいでしょうか。	No. 82を参照ください。

85	21	第2編 第1章 第3節	3	1)	余熱利用設備（電気及び給湯の供給）はいつ完成する計画なのか開示下さい。 余熱利用設備に関連する試運転及び性能試験のうち、本工事に含まれる（本工事期間中に実施しなければならない）内容及び期間を教示下さい。	余熱利用設備の供給先の計画については未定となります。試運転及び性能試験は、供給電力量及び給湯量が確保できているかと協議のうえ詳細を決定するものとします。
86	21	第2編 第1章 第3節	3	1)	1)に記載の費用以外は全て建設事業者の負担とありますが、余熱利用に伴う給湯に要する水道使用料については運営期間では市様が負担と明示されていますが、試運転期間中に関しては、建設事業者が費用負担するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	21	第2編 第1章 第3節	3	2)	建設事業者の負担に、用役費等試運転・運転指導に必要なすべての経費とありますが、試運転期間中に運営事業者が配置する職員の人件費などは、運営事業者が負担するものと理解して宜しいでしょうか。	試運転期間中に運営事業者が配置する職員の人件費などについては、グループ内で調整願います。
88	24	第2編 第1章 第4節	2	表1.6 1	備考欄にDCSという表記ありますが、第2編第2章第12節計装設備(102ページ)にはコンピューターシステムという表記になっています。DCSはコンピューターシステムと読み替えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
89	25	第2編 第1章 第4節	2	表1.6 4 5	焼却灰及び飛灰の溶出試験項目について、「第1編第2節9残さ等溶出基準 表1.4」(12ページ)から一・四ジオキサンが追加されていますが、どちらが正でしょうか。	一・四ジオキサンは0.5 mg/L 以下としてください。
90	25	第2編 第1章 第4節	2	表1.6 6	騒音の測定場所については、163ページ表7.1に記載の業務期間中の測定項目と同じ敷地境界4箇所の測定と理解して宜しいでしょうか。 また立川市と昭島市の騒音基準値がございますが、引渡性能試験時のそれぞれの市域での測定箇所数を御教示下さい。例) 各市域2箇所づつ計4箇所	測定場所についてはご理解のとおりです。測定箇所については合計で4か所とし、各市の測定箇所数については施設の計画を考慮し、市と協議のうえ詳細を決定するものとします。
91	26	第2編 第1章 第4節	2	表1.6 10	緊急作動試験における「受電が同時に10分間停止」の記述について、2回線受電を対象としたものと考えます。 「同時に」は削除して読み替えるものと考えてよろしいでしょうか。	商用電力と蒸気タービン発電機が同時に停止した場合と理解ください。第2編第1章第4節1保証事項2)性能保証事項(5)緊急作動試験を参照願います。

92	26	第2編 第1章 第4節	2	表1.6 7	振動の測定場所については、163ページ表7.1に記載の業務期間中の測定項目と同じ敷地境界4箇所の測定と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
93	26	第2編 第1章 第4節	2	表1.6 8	悪臭の測定場所については、163ページ表7.1に記載の業務期間中の測定項目と同じ敷地境界4箇所の測定と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	33	第2編 第1章 第7節	2	2) (11)	構造計画図は(9)構造設計図を兼用してもよろしいでしょうか。	入札公告時に提示します
95	33	第2編 第1章 第7節	2	3) (13)	不発弾調査結果報告書について、調査範囲や要領など要求事項がありましたら御教示下さい。	事業者にて行う不発弾調査範囲は事業者の計画に伴う施設整備の影響範囲となります。事前に、調査概要、使用機器、調査方法、解析方法、施工管理体制及び安全管理体制を記載の調査計画書を要し、それに伴う報告書となります。
96	35	第2編 第1章 第7節	4		図面の電子データの形式は、dxf、dwgでも宜しいでしょうか。	原則として、基準仕様書(案)のとおりJw_cad形式とします。
97	37	第1章 第10節	2	5)	「・・・火災保険、組立保険、第三者損害保険、建設工事保険、労働災害保険等に参加すること。」とありますが、記載の保険は例示であり、事業者が必要と考える保険を付保すればよいとの理解でよろしいでしょうか。(P142に記載の運営に関する保険についても同様)	基準仕様書(案)に記載の保険は少なくとも付保し、その他は事業者が必要と考える保険を付保することとします。なお、運営事業者についても同様とします。
98	37	第2編 第1章	第10節 2	1)	「土曜日に工事用車両の搬入出を伴う作業を行わないこと。」との記載がございますが、生コン打設車両等の作業に伴う搬入出車両のことで、資機材等の搬入出は行ってもよいという解釈でよろしいでしょうか。	資機材等の搬入出についても工事用車両と考えます。
99	37	第2編 第1章 第10節	2	1)	作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとありますが、一般的な施工サイクルである朝礼開始を午前8:00からとし、朝礼終了後から作業時間としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	37	第2編 第1章 第10節	2	1)	「・・・作業時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。」とありますが、作業開始前の安全朝礼の実施は午前8時から実施可能と考えて宜しいでしょうか。	No. 99を参照ください。

101	37	第2編 第1章 第10節	3		予備品・消耗品は、運営・維持管理期間に使用するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	38	第2編 第1章 第10節	4		「生活環境影響調査に伴う基準等の遵守」とありますが、生活環境影響調査書の内容をご教示願います。	「新清掃工場整備に係る生活環境影響調査書概要版」を市ホームページより参照願います。
103	38	第2編 第1章 第10節	7		市が地元住民との会議及び説明会等を行う際には原則として出席すること。また、地元住民への工事周知資料等を必要に応じ作成し配布作業の協力を行うこと、とありますが、基準仕様書や入札公告、並びに契約書等に基づき運営事業者が行う業務の詳細説明等を想定した補助という考え方で宜しいでしょうか。	設計・建設事業期間中に市が実施するもので、本事業概要、工事進捗状況等の説明を想定しており、建設事業者が補助するものです。
104	39	第2編 第2章 第1節	1	1)	歩廊・階段・点検床及び通路の幅について、柱型等により一部が狭くなる箇所については、除外されるものと考えてよろしいでしょうか。	建築基準法の適合が必要な階段については法令を遵守願います。なお、詳細は実際の計画に基づき立川市建築主事の判断となります。
105	39	第2編 第2章 第1節	1	1)	階段の蹴上高さ、踏面巾は傾斜角45度以下の設定以外は、建築基準法に合わせた計画でよろしいでしょうか。	建築基準法の適合が必要な階段については法令を遵守願います。なお、詳細は実際の計画に基づき立川市建築主事の判断となります。
106	41	第2編 第2章 第1節	6	3)	「塩酸、苛性ソーダ、アンモニア水等の薬品タンクの設置については薬品種別毎に必要な容量の防液堤を設けること。」とありますが、防液堤は薬品種別毎ではなく、酸性・アルカリ性毎の設置として宜しいでしょうか。	不可とします。
107	41	第2編 第2章 第1節	7	1)	TP+102.5m以上とありますが、地質調査資料にあるH=+101.50m記載の標高=TPと考えてよろしいでしょうか。	地質調査資料の記載の数値はTP表示ではありません。添付資料5-1に記載のとおり、調査地点の標高は仮ベンチマークを基準として求めており、TP等の標高とは異なります。
108	41	第2編 第2章 第1節	7	1)	浸水水位はTP+102.5mと考えてよろしいでしょうか。	立川市洪水ハザードマップ及び地盤高さより浸水水位はTP+102.0mを想定しています。
109	41	第2編 第2章 第1節	7	2)	造成レベル及び浸水水位についてTP+mで御教示下さい。	造成レベルは指定しておりません。立川市洪水ハザードマップ及び地盤高さより浸水水位はTP+102.0mを想定しています。
110	41	第2編 第2章 第1節	7	4)	「開口部には防水扉を設置する」とありますが、ここでの開口部とは、浸水水位以下にあるものと理解してよろしいでしょうか。	TP+102.5m以下にあるもので理解願います。

111	41	第2編 第2章 第1節	7	4)	「防水扉」は、防水版や防水堤なども含むものと考えてよろしいでしょうか。	不可とします。
112	43	第2編 第2章 第2節	1	5) (3)	ピットタイプの場合、積載台面のレベルを積載台周囲より50～100mm程かさあげするとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	43	第2編 第2章 第2節	1	5) (4)	無停電電源装置は計量機機側に専用のものを設置してもよろしいでしょうか。	可とします。
114	43	第2編 第2章 第2節	2	2)	プラットホームの構造について、気密性を確保し臭気の漏洩を確実に防止することを前提として、構造の「鉄筋コンクリート造」は、床は「鉄筋コンクリート造」、壁・屋根は「鉄骨造」も可との理解でよろしいでしょうか。	不可とします。ただし、屋根については建築基準法等の法令を遵守したうえで鉄骨造を可とします。
115	43	第2編 第2章 第2節	2	3) (2)	「ごみ投入部：梁下有効高さ9.0m以上」とありますが、ごみ投入部とはごみ投入扉前のごみ搬入車停車範囲との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	43	第2編 第2章 第2節	2 2-1	3) (1)	プラットホームの有効幅員18m以上とありますが、投入扉の車止めと直行する反対側の柱面または壁面までと理解して宜しいでしょうか。また投入扉の反対側に安全区域（白線、マーク等）を設ける場合、安全区域を含めた有効幅と理解して宜しいでしょうか。	安全区域（白線、マーク等）を除いて18m以上とします。
117	44	第2編 第2章 第2節	2 2-2	1)	プラットホーム出入口扉の形式はスライド式2重扉とありますが、開閉速度が速く、実績からも臭気が漏れにくいスライド扉とシートシャッターの組み合わせの2重扉としても宜しいでしょうか。	不可とします。
118	45	第2編 第2章 第2節	2 2-2	3) (5)	車両検知方式に2重感知式とありますが、ループコイル式と光学式等の感知器の併用と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	45	第2編 第2章 第2節	3	2)	ダンピングボックス出入口扉について、シャッター形式としてもよろしいでしょうか。	入札公告時に提示します。
120	45	第2編 第2章 第2節	3	2)	「ダンピングボックス用出入口扉」は、車両検知による自動開閉ではなく、運営事業者による手動操作となるダンピングボックス本体とインターロックをとった手動開閉となることから、シャッターとしても宜しいでしょうか。	No. 119を参照ください。

121	46	第2編 第2章 第2節	4	4) (5)	4t収集車内のごみ全量をダンピングボックス内で搬入検査を実施するのは、実用上困難と考えます。 ダンピングボックス内及び近傍の展開スペースに分散して搬入検査に対応するものと考えてよろしいでしょうか。	搬入物検査は4t収集車内のごみ容量ができるかぎり対応可能なダンピングボックスとします。また、検査時においては運用上、安全上支障がないように周辺にスペースを確保願います。
122	47	第2編 第2章 第2節	5	5) (3)	ごみピットについて、2ピット方式を採用した場合、ピットの奥行きは2ピット合わせて3.5倍以上として計画してよろしいでしょうか。	形状及び目的が不明なため、可否については判断できません。入札公告時に、再度、質問願います。
123	48	第2編 第2章 第2節	6	4) (1)	安全通路幅について、本項に記載通りクレーン等安全規則に準ずるものとし、第2章第1節1 1)歩廊・階段点検床及び通路に記載の通路幅は適応されないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	48	第2編 第2章 第2節	6	4) (8)	DCSに表示可能という表記ありますが、第2編第2章第12節計装設備(102ページ)にはコンピューターシステムという表記になっています。DCSはコンピューターシステムと読み替えて宜しいでしょうか。	可とします。
125	49	第2編 第2章 第2節	7		窓清掃装置はピット側が清掃できる歩廊や足場等としてもよろしいでしょうか。	機械式の窓清掃装置を設けることとします。 常時、清潔に保つこと、安全性及び見学者対応に支障がない場合は市と協議により、ピット側が清掃できる歩廊や足場等も可とします。
126	49	第2編 第2章 第2節	8	3) (5)	投入口寸法のmの表記はmmの間違いと理解します。	ご理解のとおりです。入札公告時に訂正します。
127	49	第2編 第2章 第2節	8	5) (1)	切断式破砕機にて処理した破砕ごみをごみピットへ直接投入可能な場合、搬送装置は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
128	51	第2編 第2章 第3節	1	5) (3)	ごみピットと炉内を遮断する機能を、ブリッジ解除装置と兼用としてもよろしいでしょうか。	ごみホップと炉内を遮断する機能を、ブリッジ解除装置と兼用を可とします。
129	54	第2編 第2章 第3節	4 4-1	5) (5)	作業用大扉部において、安全に炉内に立入りできる範囲に歩廊がある場合は、着脱容易な出入り装置は不要と考えてよろしいでしょうか。	作業用大扉とは焼却炉内(燃焼装置部)に進入するためのもので、作業性及び機能上考慮し着脱容易な出入り装置とします。

130	57	第2編 第2章 第4節	1 1-1	5) (6)	ボイラドラムの点検口寸法について、安全に立入り可能であれば、事業者提案としてよろしいでしょうか。	基準仕様書（案）のとおりφ600mm以上とします。
131	57	第2編 第2章 第4節	1 1-1	5) (8)	「ボイラドラムレベル及び圧力は中央制御室で常時監視できるもの」の記載について、レベルと圧力は計器の信号を伝送して中央制御室で監視できるようにし、かつ、レベルは液面計をITVにて監視できるようにすることで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	64	第2編 第2章 第4節	11	3) (3)	純水装置の再生周期は、安定した純水の確保が可能なことを前提に、事業者提案としても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	64	第2編 第2章 第4節	11	3) (5)	純水装置の原水について、上水の指定がありますが、井水が水質を満たす場合には井水を利用しても宜しいでしょうか。	井水の利用が可能となった場合、使用方法については施設整備及び運営等を含め市と協議となります。
134	68	第2編 第2章 第5節	2	5) (3)	「温風循環並びに保温ヒータ方式を採用し…」の記載について、適切な腐食防止が行えるものとして「温風循環または保温ヒータ方式を採用」との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
135	68	第2編 第2章 第5節	3 3.1	3) (5)	施設の経済性を考慮し、使用薬剤に消石灰以外のアルカリ系粉末（重曹等）を使用してもよろしいでしょうか。	エコセメント化施設の受入を考慮し基準仕様書（案）のとおり消石灰とします。
136	68	第2編 第2章 第5節	3 3.1	3) (5)	エコセメント受入の観点から、ナトリウム系薬剤(重曹)の使用は認められないとの理解で宜しいでしょうか。	No. 135を参照ください。
137	68	第2編 第2章 第5節	3 3.1	5) (1)	「基準ごみ時使用量の7日分を常時貯留するものとする」とありますが、薬剤貯留装置の容量は、DCSに出力する「薬剤補給要求」が発報した時点で7日以上を確保する考え方でよろしいでしょうか。	DCSに出力する「薬剤補給要求」発報後、薬剤を供給する時点で7日以上としてください。
138	69	第2編 第2章 第5節	3 3.2 3.2.3	4) (2)	薬品貯留装置とありますが、アンモニアポンプによる薬品の運用を行う計画を提案してもよろしいでしょうか。	可とします。
139	72	第2編 第2章 第6節	1 1.2	4) (2)	発電効率16.5%は、余熱利用設備への給湯など熱供給を含めたエネルギー回収率ではなく、熱供給を含めない発電効率との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
140	72	第2編 第2章 第6節	2 2-1	5) (1)	余熱利用として使用する給湯の利用先（使用方法）についてご教授願います。	詳細は未定です。

141	72	第2編 第2章 第6節	2		井水が利用可能となった場合には、給湯温水設備に利用することは検討されていますでしょうか。	検討しておりません。井水の利用が可能となった場合、使用方法については施設整備及び運営等を含め市と協議となります。
142	76	第2編 第2章 第7節	8	1)	煙突の形式が【独立型】と記載されていますが、建屋一体型で提案してもよろしいでしょうか。	建屋一体型では煙突を含めて建築物として扱われると考えられ、地区計画等の法令に抵触するため、煙突の形式は基準仕様書（案）のとおり独立型とします。
143	78	第2編 第2章 第8節	1、2		湿式コンベヤで落じんコンベヤを兼用しても宜しいでしょうか。	可とします。
144	79	第2編 第2章 第8節	3	4) (4)	振動コンベヤとした場合、気密性を持たせてとありますが、メンテ性(清掃容易性)や安定運営性を考慮して、粉じん対策を施した上で、実績の多数ある開放構造としても宜しいでしょうか。	不可とします。
145	79	第2編 第2章 第8節	4	4) (1)	純度95%について、主灰における金属類の含有量が5%未満であることのご要求と理解してよろしいでしょうか。また、回収された鉄分の純度に関してはご要求はないものと理解してよろしいでしょうか。	磁選機の仕様条件は、鉄分回収率95%以上（選別前の主灰に含まれる鉄分95%以上を回収）とします。
146	79	第2編 第2章 第8節	4	2)	磁選機の数量及び配列(直列or系列毎)は事業者提案とさせて頂いて宜しいでしょうか。	数量は2基とし、配列は事業者提案とします。
147	79	第2編 第2章 第8節	5	4) (1)	密閉式とし、点検が容易にできるものとすると思いますが、粉じん対策を施した上で、実績の多数ある開放構造としても宜しいでしょうか。	No. 144を参照ください。
148	79	第2編 第2章 第8節	3、5		灰搬出装置を振動コンベヤとして、焼却主灰振動コンベヤ(ふるい)と兼用しても宜しいでしょうか。	可とします。
149	79	第2編 第2章 第8節			東京たま広域資源循環組合の受け入れ基準を遵守できる性能を有する範囲において、灰出設備の構成及び仕様は事業者提案とさせて頂いて宜しいでしょうか。	基準仕様書（案）のとおりとします。
150	80	第2編 第2章 第8節	5	4) (4)	振動ふるいで選別された150mm以上の主灰について、外部搬出処理することは可能でしょうか。	外部搬出処理は不可とします。

151	80	第2編 第2章 第8節	6		「焼却主灰破砕機(必要に応じて設置する)」との記載がありますが、排出基準(寸法150mm以下)を満たさない焼却主灰について、破砕せずに外部搬出する等の処理は可能でしょうか。	No. 150を参照ください。
152	80	第2編 第2章 第8節	7 7.1 7.1.1	5) (1)	「灰バイパスコンベヤシュート下を上限として容量を計画すること。」とありますが、灰冷却装置から直接灰ピットに投入する場合、灰冷却装置のシュート下を上限として容量を計算してもよろしいでしょうか。	灰ピットに接続される最下部のシュート下を上限とします。
153	80	第2編 第2章 第8節	7 7.1 7.1.1	5) (1)	灰バイパスコンベヤシュート下を上限として容量を計画することとありますが、灰バイパスコンベヤを設置しない場合、灰ピットへ接続するコンベヤのシュート下と考えて宜しいでしょうか。	No. 152を参照ください。
154	80	第2編 第2章 第8節	7 7.1 7.1.1	5) (2)	「灰クレーンでピット内全域をつかむことができるようにすること。」とありますが、バケットと灰ピットの衝突を避けるため、灰クレーンの稼働域を灰ピット隅各部の面取り部を除く全域としてもよろしいでしょうか。	灰クレーンでピット内全域をつかむことができるように計画願います。
155	80	第2編 第2章 第8節	7 7.1 7.1.1	5) (2)	灰クレーンにはコラムシェル型を採用するため、隅角部に面取りすることにより、ピット全域をつかむことができなくなるため、面取りは不要としてよろしいでしょうか。	No. 154を参照ください。
156	81	第2編 第2章 第8節	7 7.1 7.1.1	5) (8)	飛灰処理物はピットもしくはバンカ内に放置することで固着する恐れがあります。飛灰処理物の搬出はエコセメントの停止期間の7日間に関わらず、より短期間で搬出可能と考えてよろしいでしょうか。	不可とします。
157	82	第2編 第2章 第8節	8	5) (10)	DCSにも表示可能という表記がありますが、第2編第2章第12節計装設備(102ページ)にはコンピューターシステムという表記になっています。DCSはコンピューターシステムと読み替えして宜しいでしょうか。	No. 124を参照ください。
158	86	第2編 第2章 第8節	12	1)	磁性物はコンテナ貯留と記載がありますが、ピット貯留として灰クレーンによる搬出方式を提案してもよろしいでしょうか。	不可とします。
159	86	第2編 第2章 第8節	12		搬出車両は市様所掌、コンテナは事業者所掌との理解で宜しいでしょうか。	搬出車両及びコンテナについては市が用意します。

160	86	第2編 第2章 第8節	12		磁性物貯留設備の形式、コンテナについて、磁性物の搬出方法と市様が用意する搬出車両の4t コンテナ車の詳細仕様及び重量を御教示下さい。 磁性物の搬出方法については ①コンテナに一時貯留後に搬出車両の4t コンテナに移し替える方式 ②アームロールコンテナに直接磁性物を受入れアームロール車が引き取る方式 が考えられ、配置計画と事業者が準備するコンテナと重機等の計画に必要です。	コンテナの仕様については長さ約4m、幅約2mとし、搬出方法については②アームロールコンテナに直接磁性物を受入れアームロール車が引き取る方式とします。
161	86	第2編 第2章 第8節	12		磁性物貯留設備の形式はコンテナとありますが、オンラインで連続的に排出される磁性物を搬出車両の4t コンテナに積み込みやすくするため、磁性物の貯留搬出をピット&クレーンとしても宜しいでしょうか。	市所有のコンテナへの積込及びコンテナの搬出に支障がなければ可とします。
162	87	第2編 第2章 第9節	1		「非常時の用水3日分」は基準ごみ2炉運転時と理解して宜しいでしょうか。	最大使用時の3日分とします。
163	92	第2編 第2章 第10節	2		「プラント系及び生活系排水」について、各表に例示として記載されている槽類、ポンプ類は、事業者にて必要の有無を判断するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	94	第2編 第2章 第10節	2	5) (1)	「生活、プラント排水は、施設内で極力再利用することとするが、・・・」とありますが、p5(4)排水に記載の通り、生活系排水については、全量公共下水道放流との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
165	94	第2編 第2章 第10節	2	5) (1)	生活排水は、プラント内再利用ではなく、公共下水道放流との理解で宜しいでしょうか。	No. 164を参照ください。
166	104	第2編 第2章 第12節	3	2)	炉毎出入口に各種濃度計を装備するご指定ですが、制御や運営上の監視において不要な成分については、出口のみに装備する計画でもよろしいでしょうか。	不可とします。
167	104	第2編 第2章 第12節	3	2)	大気質測定機器について全て炉出入口各1基とありますが、処理装置の前後の煙道出入口に設置するものと理解して宜しいでしょうか。	処理装置入口と煙突入口とします。

168	105	第2編 第2章 第12節	4	3) (1)	電子計算機データロガー付統計資料の作成につき、想定されている具体的な統計資料があれば、内容を御教示下さい。	市と協議により関係部署への手続きに必要な書類及びモニタリング業務等に支障がないものとします。
169	107	第2編 第2章 第13節			施設の運営に必要な重機類(フォークリフト等)については、建設事業者が納入するとの理解で宜しいでしょうか。	施設の運営に必要な重機類(フォークリフト等)については、グループ内で調整し配置願います。
170	107	第2編 第2章 第13節	4 4-1		説明用プラントフローシートの設置場所は、P123の 来場者用エリア、啓発資料コーナーと解釈してよろしいでしょうか。	原則として、啓発資料コーナーを含めた来場者エリアでの利用を想定しています。
171	108	第2編 第2章 第13節	4 4-2	4) (2)	説明用パンフレットや場内案内説明装置などに使用するキャラクターは、事業者が提案したり一般的なキャラクターの使用権を購入するものではなく立川市キャラクター「くるりん」「ロールちゃん」「かん太くん」などの市様ご提供のキャラクターがあるものと理解して宜しいでしょうか。	立川市キャラクター「くるりん」の使用を検討予定です。
172	109	第2編 第2章 第13節	4 4-4	-	説明用映写設備の設置場所は、P123の 来場者用エリア設計指針等により見学者説明室と解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	111	第2編 第2章 第13節	4 4-10	2)	運転状況等モニタリング装置について3面とのご指定ですが、3) (4)蒸気タービン電気室、(5)中央制御室前の2面と解釈してよろしいでしょうか。	次の①～③の3面を予定しております。 (4) 蒸気タービン電気室前 ①蒸気タービン発電機出力、所内使用電力 ②売電電力、発電機稼働状況 (5) 中央制御室前 ③排ガス規制値・測定値
174	111	第2編 第2章 第13節	4 4-11		見学者説明書用アプリとは、自由見学者の持ち込み携帯端末を使用すると考えて宜しいでしょうか。 貸出用端末の準備を想定されているのであれば、仕様及び数量を御教示ください。	自由見学者の持ち込み携帯端末を使用を考えております。 貸出用端末の設置は今のところ想定しておりません。
175	111	第2編 第2章 第13節	4 4-11		見学者説明用アプリの説明は、日本語仕様のみとして宜しいでしょうか。また、OSについては、スマホ用としてIOSとアンドロイド両方を準備する必要がありますでしょうか。	見学者説明用アプリの説明は、日本語、英語、中国語(簡体字・繁体字)及び韓国語対応とし、OSについては、スマホ用としてIOSとアンドロイド両方を考慮願います。

176	112	第2編 第2章 第13節	7		電気自動車急速充電設備については、市様及び運営事業者が利用できるものとして整備すれば宜しいでしょうか。または、一般市民用にも開放でき料金徴収する仕様として整備するのでしょうか。 料金徴収を行う場合には、対象想定車両数、対象金額をはじめ、当該業務の取扱いなどについても詳細をご提示下さい。	電気自動車急速充電設備については、市のみの利用とします。
177	112	第2編 第2章 第13節	8	-	対象動物の数量、大きさ等形状についてご教示下さい。	平成29年度の対象動物死体の受付実績数は383体です。大きさ等形状については動物の種類によります。搬入される動物のほとんどは犬及び猫等（平成29年度実績282体）になっており、保管条件は動物用保冷库（冷凍仕様）となります。
178	113	第2編 第2章 第13節	8	4) (2)	動物用保冷库の設置場所について、市様にて想定されている場所がある場合はご教示願います。（例：プラットホーム等）。	具体的な指定はありません。事業者と協議の上、施設の計画及び運営上を考慮し搬出入作業が容易な場所とします。
179	114	第2編 第3章 第1節	1	2) (3)	監督員用事務所の必要な備品には、電話・FAX：インターネット設備、コピー機及びパソコン等のOA機器は含まれていないと考えてよろしいでしょうか。また、何名程度で使用するご想定でしょうか。	ご理解のとおりです。また、使用人数については6名を想定しており、書類確認作業及び会議できるスペースの確保願います。
180	115	第2編 第3章 第1節	1	5)	貴市において事前に行われる不発弾の水平探査（一次）調査範囲は立川市及び昭島市域の全域と考えてよろしいでしょうか。貴市が行う一次探査後に事業者が行う不発弾調査範囲をご教示ください。	水平探査（一次）調査範囲は立川市及び昭島市域の全域となります。事業者にて行う不発弾調査範囲は事業者の計画に伴う施設整備の影響範囲となります。
181	117	第2編 第3章 第2節	1	1) (8)	見学者利用部分はバリアフリー法及び福祉のまちづくり条例等を満足する計画としますが、法による認定や条例による適合証交付は不要との理解でよろしいでしょうか。	義務付けはしておりません。
182	119	第2編 第3章 第2節	1	2) (2) ④.7)	メンテナンス車両の種類、大きさについては事業者提案としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
183	119	第2編 第3章 第2節	1	2) (6) ①	専用室に収納する騒音発生機器は、高速回転機器（送風機類）のみとし、騒音の少ない空気予熱器については除外してもよろしいでしょうか。	誘引通風機、押込送風機、空気圧縮機、その他の騒音発生機械は、専用の室に収納し、防音対策、防振対策を講ずることとします。

184	121	第2編 第3章 第2節	1	2) (10)	運営事業者エリアに設置する浴室は、事業者提案によりシャワーのみの設置でも宜しいでしょうか。また、災害時に利用するシャワー室と兼用としてもよろしいでしょうか。	労働安全等の法令上遵守していればシャワーのみでも可とし、災害時に利用するシャワー室との兼用についても可とします。
185	122	第2編 第3章 第2節	1	3) (1)	工場棟と管理棟を分けた場合は、管理棟側にのみ見学者用のトイレを設けることでよろしいでしょうか。	可とします。
186	122	第2編 第3章 第2節	1	3) (1)	来場者用エリアに設置する予定のエレベーターについて、p122では、「バリアフリー対応とし15人以上用とする」と記載があり、p135では「定員数 20人以上」となっています。本事業における、来場者エリアのエレベーターは後者を踏まえ検討を行うという理解でよろしいでしょうか。	来場者用エレベーターは定員数は20人以上としバリアフリー対応及びストレッチャー対応（トランク付は不可）で検討願います。
187	123	第2編 第3章 第2節	1	3) (1)	研修室内に倉庫、物品庫を設置することとありますが、（研修室は「見学者説明室」に読み替えます）1室として倉庫・物品庫としてもよろしいでしょうか。	可とします。
188	123	第2編 第3章 第2節	1	3) (1)	見学対象物等は40人が同時に見える（20人2列でも対応可）とありますが、その場合見学対象物の幅が大きくなりすぎますので（10m程度）、対象物を四周に囲むことや、10人4列等での対応としてもよろしいでしょうか	3列以上になると見学対象物が前の人に影響され見えないことが考えられ、原則として、2列までとします。また、対象物を四周に囲むことについては2列以内で見えるのであれば可と考えております。モニター等については高さ及び大きさ等により前の人に影響されない場合は3列まで可とします。
189	123	第2編 第3章 第2節	1	3) (1)	見学者たまり場は、各見学場所について1箇所にするのではなく、40名が複数の見学対象箇所を同時に見学できるスペースを確保するものとして宜しいでしょうか。	団体見学者について40名を1グループとして考えているため不可とします。
190	124	第2編 第3章 第2節	1	3) (2)	職員事務室で受付カウンターと事務室との管理形態を明確にすることとありますが、受付カウンターエリアと事務室間にリングシャッター等にて仕切ることとしてよろしいでしょうか。	リングシャッターでの管理は可とします。
191	124	第2編 第3章 第1節	2	3) (2)	防災備蓄倉庫の備蓄品について食料と毛布は市が納品及び管理を行うとありますが、それ以外の備蓄品については建設事業者が準備し、運営期間は運営事業者が更新管理するのでしょうか。その場合は品名・数量を具体的にご指定お願いします。	防災備蓄倉庫の備蓄品については全て市が納品及び管理致します。

192	124	第2編 第3章 第1節	2	3) (2)	防災備蓄倉庫の備蓄品について、食料の中に飲料水(ペットボトル)は含まれていると考えて宜しいでしょうか。	飲料水20t分のペットボトルの備蓄を予定しています。
193	125	第2編 第3章 第2節	1	4) (2)	洗車棟はパッカー車1台分とありますが、第2編第2章第13節 2洗車装置(107ページ)には2台同時洗車との記載があります。どちらが正しい記載でしょうか。	洗車装置は2台同時洗車で検討願います。
194	126	第2編 第3章 第2節	2	4) (1) ①	屋根の軽量化を図るため、プラットホームやごみピット上部の屋根梁を鉄骨造とし折板葺きとしてよろしいでしょうか。	建築基準法等の法令を遵守したうえで可とします。
195	126	第2編 第3章 第2節	2	4) (1) ⑥	屋上緑化は安全面を考慮し屋内の見学者ルートから見学とすることでよろしいでしょうか。その際は屋上緑化部は「ルーフデッキ」以外も採用可能との理解でよろしいでしょうか。	屋上緑化は安全面を考慮し屋内の見学者ルートからの見学も可とします。屋上については来場者が出入りできる部分については意匠上及び安全性を考慮した計画とし、その他の部分はメンテナンスを行ううえで安全性に考慮した計画としてください。
196	127	第2編 第3章 第2節	2	4) (5) ④	市職員エリアの施錠は現状のカードで開閉できる方式とありますが、施設稼働後の施錠方式の更新などを考慮すると電気錠設置と空配管工事までを本工事としてよろしいでしょうか。	可とします。
197	127	第2編 第3章 第2節	3	1) (2)	建築物及び煙突の外壁等の仕上げについて標準仕上表には記載がないため、事業者の提案によるものと考えてもよろしいでしょうか。	立川市景観計画をふまえた施設計画とし、事業者提案となります。
198	129	第2編 第3章 第2節	4	(8) ①	「建築物が複数棟・・・、また、(5)～(7)を考した計画」とありますが、別棟となった建築物に対してそれぞれ適した階高、室内仕上等で設計すると解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
199	130	第2編 第3章 第3節	1	1)	添付資料-6「既存構造物」の地中部分について詳細資料をご提示願います。また、既存杭はないものと考えてよろしいでしょうか。	詳細資料はありません。杭についても不明です。提供した資料から判断できない既存構造物が発見された場合、その撤去等処理の要否や処理に係る費用については市と協議によるものとします。

200	130	第2編 第3章 第3節	1	1)	既存構造物および地中障害物撤去は、本ページでは昭島市域(B)のみ、添付資料-2では昭島市域(A)および(B)となっていますが、いずれが正しいのでしょうか。 いずれの場合にも昭島市域の既存構造物に関する資料がありませんので、撤去が必要な範囲の関連資料を開示下さい。	既存構造物および地中障害物撤去は昭島市域(A)及び(B)とします。昭島市域の既存構造物に関する資料は入札公告時に提示します。
201	130	第2編 第3章 第3節	1	1) (2)	昭島市域(B)について、緩衝帯、緑地、防災機能を持つオープンスペース(防災空地)を整備するのに支障とならない既設構造物及び地中障害物は残置しても良いとの理解でよろしいでしょうか。	資料で提示している既設構造物及び地中障害物については全て撤去願います。
202	130	第2編 第3章 第3節	1	2)	汚染土壌の掘削除去、搬出及び処理について、汚染土の量および汚染状況のわかる分析データをご提示お願いします。	汚染土壌の掘削除去、搬出及び処理対象部分については「添付資料-7-1 土壌汚染調査資料」となります。処理範囲については法令等に基づき担当部署との協議となります。また、クロロエチレンについては現在調査中で調査結果終了後、業務着手前までに提示致します。
203	130	第2編 第3章 第3節	1	2)	汚染土壌の見積範囲ですが、「添付資料-7-1 土壌汚染調査資料」の土壌範囲のみでよろしいでしょうか。	No. 202を参照願います。
204	130	第2編 第3章 第3節	1	2)	汚染土壌の除却後は、購入良質土を埋め戻すものと考えればよろしいでしょうか。	事業計画に基づく建設発生土(良質土に限る)及び購入良質土によるものとします。
205	130	第2編 第3章 第3節	1	3)	外来種について撤去するのご指定ですが、位置、樹種、樹高及び数量をご教示願います。	外来種とはハリエンジュ、セリバヒエンソウ及びニセアカシア等を想定しています。詳細は「新清掃工場整備に係る生活環境影響調査書概要版」を参照願います。位置、樹種、樹高及び数量については、添付資料-8を参照願います。また、昭島市域の調査資料については入札公告時に提示します。
206	130	第2編 第3章 第3節	1	3)	昭島市域(B)の樹木は全て撤去すると指示がありますが、現況の樹木に関する資料がありませんので、撤去が必要な範囲の関連資料を開示下さい。	入札公告時に提示します。
207	132	第2編 第3章 第3節	4	3) (2)	収集車・直接搬入車待機スペース5台分は、敷地内入口よりプラットホーム入口までの区間において、動線付近に収集車両5台分以上のスペースを設ければよいと考えてよろしいでしょうか。	敷地内入口よりプラットホーム入口までの区間において、動線付近に収集車両5台分以上のスペースを設けることも可とします。

208	132	第2編 第3章 第3節	4	3) (2)	運営上必要な灰搬出車両について駐車場を配置するとありますが、灰搬出車両は本施設敷地内を駐車場として登録することは可能でしょうか。	原則、可とします。詳細については市と協議によります。
209	132	第2編 第3章 第3節	4	3) (2)	その他運転職員用、灰搬出車両及び運営上必要な車両の駐車を配置することとありますが、灰搬出車両用駐車場については、焼却主灰、飛灰(処理前)、飛灰処理物(薬剤処理後)の3種類の運搬物に関して、運営事業者にて搬出計画を検討し、その計画により必要な台数分の駐車場を配置するという考え方で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
210	132	第2編 第3章 第3節	4	3) (2)	その他運転職員用、灰搬出車両及び運営上必要な車両の駐車を配置することとありますが、灰搬出車両及び運営上必要な車両の駐車場の使用方法として、業務中の一時待機場所や使用しない時の駐車場所として使用することが可能と考えて宜しいでしょうか。	不可とします。灰搬出車両及び運営上必要な車両の駐車場は事業者提案とし専用の駐車場を設置願います。
211	132	第2編 第3章 第3節	4	3) (2)	運営上必要な車両の駐車場とは、運営事業者が必要と考える駐車場の意であり、市様所掌のコンテナ搬出車両などは含まないと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
212	132	第2編 第3章 第3節	4	6)	門・囲障工事において、敷地境界全面に囲障を設置することの理解で宜しいでしょうか。 立川市域と昭島市域の境界や昭島市域(A)と昭島市域(B)の境界には囲障は不要だとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
213	134	第2編 第3章 第4節	1	1)	空調設備工事の外気条件は、機器効率を考慮し、営繕建築設備設計基準書H27年版、設計用屋外条件の東京にて設計するものと考えて宜しいでしょうか。	営繕建築設備設計基準書H30年版、設計用屋外条件の東京にて設計することを可とします。
214	134	第2編 第3章 第4節	2	1)	換気設備：添付資料-9「室別設備一覧(参考)」第一種換気とある室について、換気効率に支障がなければ第二種や第三種換気にて計画してもよろしいでしょうか。	来場者エリア及び市職員用エリアは不可とします。その他については協議により支障が無いことが確認できる場合において変更を可とします。
215	135	第2編 第3章 第4節	3	1)	年間団体見学者数は約2,500人とのことですが、1日当たりの最大見学者数は何人程度でお考えでしょうか。	小学校の見学者団体(120名程度)が午前と午後に来場するのが1日としての最大と想定しています。

216	135	第2編 第3章 第4節	3	1)	「洗車台数 [100台] /日」とありますが、P125 (2)洗車棟に「その他 パッカー車1台分」との記載があります。洗車台数からするとパッカー車1台分では不足すると考えられますが、同時洗車台数についてご教示願います。	洗車装置は2台同時洗車対応として検討願います。
217	135	第2編 第3章 第4節	4	1) (3)	来場者用エレベータ定員数20人以上とありますが、P. 121管理施設平面計画に記載の通り15人以上用を正としてよろしいでしょうか。	No. 186を参照ください。
218	138	第2編 第3章 第5節	3	2) (7)	「市職員用の電話設備は現清掃工場で使用している方式」とありますが、その詳細についてご教示願います。	電話設備等については敷地外から市職員事務室内にある機器（市にて設置）までLAN配線を行い、その機器から各電話機及びPC（市にて設置）までのLAN配線及び配管等の整備をお願いします。
219	138	第2編 第3章 第5節	3	2) (7)	市職員事務室の電話については、現清掃工場で使用している方式を継続して使用とありますが、現清掃工場での方式について御教示下さい。現清掃工場での方式が、継続できない場合については別途協議頂けるものと理解します。	No. 218を参照願います。
220	138	第2編 第3章 第5節	3	4)	インターホンは電話設備工事の内線機能と兼用してもよろしいでしょうか。	可とします。来場者が利用しやすいよう対応願います。
221	138	第2編 第3章 第5節	3	8)	防犯上の警備設置が可能なよう実施する電気配管工事(空配管工事)とは、将来市様が独自に入れる警機械設備用と理解します。その場合、対象エリアは添付資料-9 所要室等備品一覧(参考)に示されている市職員エリアと考えれば宜しいでしょうか。	本施設内外の警備は全て機械警備とし事業者提案とします。
222	139	第2編 第3章 第5節	3	9) (2)	「管理棟事務室のLANは、市職員が立川市役所インターネットを使用するためのネットワークとインターネットへ接続するネットワーク」とありますが、市独自のシステムに関わることで、本工事では空配管工事までと考えてもよろしいでしょうか。	市職員用インターネット設備等については敷地外から市職員事務室内にある機器（市にて設置）までLAN配線を行い、その機器から各PC（市にて設置）までのLAN配線及び配管等の整備をお願いします。

223	139	第2編 第3章 第5節	3	9) (2)	立川市役所インターネットを利用とありますが、一般回線とは違い専用回線で特別な仕様であるか御教示下さい。特殊仕様の場合、建設事業者において見積困難なため、回線敷設・接続に関しては市様に費用負担いただけるものと理解します。もしくは建設事業者負担とする場合には、見積に織込んでおく想定費用と、実際の工事において想定と差異が生じた際の精算方法について開示下さい。	No. 222を参照ください。
224	140	第3編 第2章 第1節	⑥		動物死体の数量、形状、保管条件についてご教示下さい。	No. 177を参照ください。
225	140	第3編 第2章 第1節	⑧		本施設の維持管理の警備について、市職員エリアに市様が独自の防犯警備設備を入れた場合、運営事業者の所掌外として理解して宜しいでしょうか。	No. 221を参照ください。
226	140	第3編 第2章 第1節	⑭		本施設の防犯管理について、市職員エリアに配置した防犯警備を入れた部分は運営事業者の所掌外として考えて宜しいでしょうか。	No. 221を参照ください。
227	142	第3編 第2章 第2節	4	(1)	本基準仕様書に明記されていない事項であっても、施設の運営をするために必要となるものについては、全て運営事業者の責任において補足・完備させなければならないとありますが、原則として、発注者並びに入札者が、基準仕様書(案)、入札説明書等、事業契約書(案)、事業提案書及びそれらに係る質疑応答にて、双方で具体的内容を確認するものであり、双方共予見できなかった条件が明確になった場合は、費用処置も含めて双方で協議の上、対応を決定するという考え方で宜しいでしょうか。	発注者並びに入札者が、基準仕様書(案)、入札説明書等、事業契約書(案)、事業提案書及びそれらに係る質疑応答にて、双方で具体的内容を確認し、双方共予見できなかった条件が明確になった場合でも、事業を進める中で施設の運営をするために必要となるものについては、全て運営事業者の責任において補足・完備することとなります。
228	142	第3編 第2章 第2節	4	(2)	本基準仕様書の表等で(参考)と記載されたものは、一例を示すものである。運営事業者は、施設の運営をするために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任において補足・完備させなければならないとありますが、原則として、発注者並びに入札者が、基準仕様書(案)、入札説明書等、事業契約書(案)、事業提案書及びそれらに係る質疑応答にて、双方で具体的内容を確認するものであり、双方共予見できなかった条件が明確になった場合は、費用処置も含めて双方で協議の上、対応を決定するという考え方で宜しいでしょうか。	No. 227を参照ください。

229	142	第3編 第2章 第2節	4	(5)	周辺住民対応として、市が必要と認めた場合には、周辺住民との協議の場に出席し、市の補助として適切な対応を行うとありますが、協議の議題等により、基準仕様書や入札公告、並びに契約書等に基づき運営事業者が行う業務の詳細説明等を想定した補助という考え方で宜しいでしょうか。	運営状況の説明のためのデータ提供や施設の稼働状況の詳細説明を想定しています。
230	142	第3編 第2章 第2節	4	(6)	p139に有線LANの導入、市職員用事務室のLANについて記載がありますが、ネットや電話、テレビなどに必要な契約、基本料金や使用料の支払い等は市様にて行われるとの理解でよろしいでしょうか。	市職員用事務室のネットや電話の必要な契約、基本料金や使用料の支払い等は市負担とし、テレビについては事業者負担とします。
231	142	第3編 第2章 第2節	4	(6)	「表1.3 余熱利用計画」に伴う給湯に要する水道使用料については、下水道料金も含め市様の負担として宜しいでしょうか。また、基本料金の取り扱いと料金精算方法について御教示下さい。	「表1.3 余熱利用計画」に伴う給湯に要する水道使用料については、下水道料金も含め市負担とします。また、基本料金については事業者負担とします。
232	142	第3編 第2章 第2節	4	(7)	市様にご加入される保険について、入札説明書で御教示下さい。	入札公告時に提示致します。
233	142	第3編 第2章 第2節	4	(7)	保険の内容については、事前に承諾を得るとありますが、運営事業者は提案に基づき内容を提出し、市様の確認を受けるという理解で宜しいでしょうか。	基準仕様書（案）に記載の保険は少なくとも付保し、その他は事業者が必要と考える保険を付保することとし、事前に市へ確認をお願い致します。
234	143	第3編 第2章 第2節	4	(9)	運営事業者は運営期間中関係官公署の指導に従う事とありますが、疑義が生じた場合は貴市、官公署等と協議の上必要な場合は対応を行う事との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
235	143	第3編 第2章 第2節	4	(10)	地元雇用(及び調達)に係る仕様として、配慮、留意すべき事項と理解致しますが、事業提案書において具体的な市内雇用者数や市内企業からの調達額等を記載する必要があるのか、ありの場合、審査基準はどのような内容になるのかについて御教示ください。(現状では事業提案書の書式の内容も不明であることから質問するものです。)	入札公告時に提示します。

236	143	第3編 第2章 第2節	4	(11) 1)	運営事業者は、市が実施する環境学習イベントへ協力する とありますが、運営事業者は運營業務に支障のない範囲で 協力を行うという理解で宜しいでしょうか。また、もし、 イベントへの協賛等への協力を意図されたものであり経費 が必要な場合は、想定される費用について御教示くださ い。	事業者へ協力する範囲は、本施設をイベント利用するた めの施設管理・運営の補助及び環境学習機能の目的に 関する展示物作成に関する資料提供等を想定して おります。
237	143	第3編 第2章 第2節	4	(11) 1)	環境学習イベントへ協力することとありますが、環境学 習の具体的な内容と事業者が協力する範囲および年間 実施頻度をご教示願います。	環境学習の具体的な内容は未定です。立川市新清掃工 場整備基本計画に記載されている環境学習機能の目的 にに基づく内容を想定して おります。また、事業者へ協力する範囲は、本施設を イベント利用するための施設管理・運営の補助及び環 境学習機能の目的に関する展示物作成に関する資料提 供等を想定して おります。実施頻度は年間1～3日を想定して います。
238	143	第3編 第2章 第2節	4	(11) 2)	「イメージアップを図れるイベント」とは、1)の環境学 習イベントとは別なイベントとの理解でよろしいでし ょうか。	ご理解のとおりです。
239	143	第3編 第2章 第2節	4	(11) 2)	清掃工場のイメージアップを図れるイベントの内容につ いて詳細の記載がありませんが、入札後の事業提案書の 確認・審査により提案した内容以上の要求となり、入 札時想定以上の追加費用が必要となる場合には、原則 市様の負担として協議頂けるものと理解して宜しいで しょうか。	入札公告時に提示します。
240	144	第3編 第2章 第2節	5	(1) ③	「プラントデータ通信システム」とは、具体的にどの ようなものを想定されているかご教示願います。また、 「市は、プラントデータ通信システムにより、・・・の 確認を行うものとする。」とありますが、遠隔監視さ れる場所は施設内の市事務所との理解でよろしいで しょうか。	ごみ処理施設等の状況がわかるものとし、市と協議 によるもの とします。なお、遠隔監視される場所は施設内の市 事務所と します。
241	144	第3編 第2章 第2節	5	(1) ③	市は、プラントデータ通信システムで常時監視とあり ますが、監視場所は、本施設内の市事務室との理解で 宜しいで しょうか。 また、運転状況報告書等の確認とありますが、モニター 画面確認のみで印字処理はないとして宜しいでし ょうか。印字処理する場合の用紙については、運営事 業者の範囲外として宜しいで しょうか。	監視場所は、本施設内の市事務室となります。なお、 運転状況報告書等の確認は印字処理とし、印字処理の 用紙につ いては、事業者負担と します。

242	144	第3編 第2章 第2節	5	(2) ①	「運営事業者は・・・運営維持管理業務に係る全ての構成員の財務書類・・・」とありますが、SPCを設立しない場合、運営維持管理業者等の財務書類等を提出するとの認識でよろしいでしょうか。また、損益計算書、キャッシュフロー計算書についても同様の考えでよろしいでしょうか。	SPCを設立しない場合においても、運営維持管理業者等の財務書類等の提出となります。また、損益計算書、キャッシュフロー計算書についても本事業のものを作成し提出願います。
243	144	第3編 第2章 第2節	5	(2) ①	後段の「また、併せて・・・」以降の本事業の財務状況(健全性)の確認に係る記載ですが、SPC設立の場合と考えて宜しいでしょうか。(運営事業者が単独または企業グループによるJVの場合、各企業の財務書類で本事業の健全性を確認することは不可能なため)	SPCを設立しない場合においても基準仕様書(案)のとおりとします。
244	144	第3編 第2章 第2節	6	(1)	物質収支及びエネルギー収支の把握とは、建設事業者が提案する各収支の設計値に対し、実績値との対比を行う事を目的としたものと考えて宜しいでしょうか。また、把握する頻度は、年度での管理という理解で宜しいでしょうか。	物質収支及びエネルギー収支の把握とは、建設事業者が提案する各収支の設計値に対し、実績値との対比をモニタリングすることを目的とします。また、把握する頻度は、年度での管理とします。
245	144	第3編 第2章 第2節	6	(3)	ここでいう統計事務とは、運営事業者がEXCELなどの市販ツールを用いて作成できるレベルの成果物、または建設事業者が納入するコンピューターシステムの帳票機能にて出力されるデータ等のことを指し、運営事業者の提案に基づき報告するものという考え方で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。また、電子データの種類・形式等については事前に協議し市で使用できるソフトとします。
246	144	第3編 第2章 第2節	6	(3)	市様にご提出する電子データの種類・形式等は、運営事業者が使用する種類・形式のものと考えて宜しいでしょうか。ご指定がある場合は、御教示ください。	電子データの種類・形式等については事前に協議し市で使用できるソフトとします。
247	145	第3編 第2章 第2節	6	(7)	作業員の健康診断等については基準仕様書(案)通り実施を致しますが、個人情報保護の観点から、個人が特定でき、かつ個人情報が含まれる診断書等の提出は不要と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
248	145	第3編 第2章 第2節	6	(9) ①	事業期間終了時の取扱いについて、市が指示する内容の業務を市(運営委託を行う場合の次期運営事業者を含む)へ引き継ぐとありますが、引継ぎに必要な内容を運営事業者から提案し、市様と協議を行うという理解で宜しいでしょうか。計画の条件に影響しますので具体的なご指示があれば御教示下さい。	市が指示する内容の業務とは、基準仕様書に記載の運営業務を引き続き行うにあたり支障が無いように、運営事業者から引継ぎ事項を提案して頂き、市と協議によります。

249	145	第3編 第2章 第2節	6	(9) ②	市(運営委託を行う場合の次期運営事業者を含む)に対する教育方法等は、運営事業者が作成し市様の承諾を得ることとありますが、内容は運営事業者が提案し、確認を受けるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
250	146	第3編 第3章 第2節	①		施設の運営に必要な有資格者及び人員を確保とありますが、資格者は兼任することができるとの理解でよろしいでしょうか。	法令及び基準仕様書(案)等を満足することで兼務することは可とします。
251	146	第3編 第3章 第2節	①		運営事業者は、施設の運営に必要な有資格者及び人員を確保するとあり、一方、第2編建設に係る事項に建設工事(試運転を含む)に係る資格者の配置の記載はありませんが、運営事業者及び建設事業者は、それぞれの業務期間、工事期間において必要な資格者をそれぞれの責任、費用負担にて、配置するという事で宜しいでしょうか。	法令等を遵守し適切な資格者を配置願います。
252	146	第3編 第3章 第2節	②		運転体制として、事務部門、運転部門及び維持管理部門等適切な組織構成を計画しとありますが、組織構成、役割分担、シフト、人数等については事業者の提案により計画し、運営開始前に計画に基づいた実施体制をご提出し確認を受けるという理解で宜しいでしょうか。	入札公告時に提示します。
253	146	第3編 第3章 第2節	②③		②で運営事業者が法で定めた要件の学歴・経験等を持つ廃棄物処理施設技術管理者を設置するよう記載あります。一方③項では、廃棄物処理施設技術管理者(ごみ処理施設)の資格を有しとの記載がありますが、法令上はごみ処理施設限定の資格は存在しませんので、③項は、②の法的要件を持ち、かつ日本環境衛生センターが開催する廃棄物処理施設技術管理者講習(ごみ処理施設コース)を受講・修了すること、との解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
254	146	第3編 第3章 第2節	③		運営開始2年後以降に変更が生じる場合は、同様の要件を満たす者又は本施設で運営経験を2年以上有する技術者を配置することとありますが、本施設での運営経験を2年以上有する技術者を配置する場合、責任者経験は問わないとの理解でよろしいでしょうか。	入札公告時に提示します。

255	146	第3編 第3章 第2節	⑤	市様が専任される「廃棄物処理技術管理者」は、②項の運営事業者の配置する総括責任者のことでしょうか。あるいは、市様職員殿を「廃棄物処理技術管理者」に専任(選任され常時勤務)され、運営事業者はその「廃棄物処理施設技術管理者」を補助し、必要な支援を行うということなのか、御教示下さい。	市職員を「廃棄物処理技術管理者」に専任(選任され常時勤務)し、運営事業者はその「廃棄物処理施設技術管理者」を補助し、必要な支援を行うということになります。
256	148	第3編 第3章 第3節	②	市が地元住民との会議及び説明会等を行う際には、原則として出席することとありますが、想定する頻度(1回/年等)を御教示ください。	市が地元住民との会議及び説明会等の開催頻度については、未定となります。現在は年4回程度行っております。
257	148	第3編 第3章 第3節	③	住民からの苦情等についての対応ですが、運営事業者が主体的に対応しても、なおご理解頂けない場合(本施設の設置そのものに対する反対意見、施設周辺の道路環境等、市様で定める分別ルールや料金に関する苦情等運営事業者の責によらない苦情等)には、市様にて対応頂けると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
258	148	第3編 第3章 第3節	③	「住民苦情対応マニュアルについて運営開始前までに市様と協議し作成する」と記載ありますが、運営開始前とは試運転期間内として理解すれば宜しいでしょうか。試運転前に協議するのであれば協議開始時期を御教示ください。	マニュアルの作成については試運転前までとします。市との協議開始時期については試運転前までに作成できるように調整願います。
259	148	第3編 第3章 第4節	①及び ②	予約見学者、視察対応、自由見学者の対応・管理は市が行うとあり、P141第2章第1節 運営・維持管理の業務概要には、「⑩施設見学者への対応(運営事業者が対応できないものを除く)」とあります。本項記載の通り、見学者対応は貴市が行い、事業者の責務は協力的行為と考えてよろしいでしょうか。	基準仕様書(案)第3編第3章第4節 見学者対応の記載のとおりです。
260	148	第3編 第3章 第4節	①	ここでいう市様への協力とは、運営事業者として施設の運営管理に支障が無い範囲で協力するという考え方で宜しいでしょうか。	団体見学者の実施については事前に連絡致します。積極的な協力を求めます。
261	148	第3編 第3章 第4節	②	「自由見学者の管理は、原則として市が行う、ただし、市職員が不在となる土日祝日については、運営事業者が常駐管理を行うこと。」とありますが、事前予約見学や視察対応などの事業者のみでは対応困難な見学は土日祝日は実施されないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

262	148	第3編 第3章 第4節	②	ここでいう常駐管理の常駐する人員数や対応内容については、常駐者がほかの業務も兼務する場合も含めて事業者の提案という考え方で宜しいでしょうか。自由見学者対応専従の常駐が必要な場合は、計画上の人数をお示しください。	基準仕様書（案）の対応が常時できれば兼務は可としますが、自由見学者対応専従常駐者については1名以上の配置をお願いします。
263	148	第3編 第3章 第4節	②	自由見学者の管理方法について御教示下さい。	自由見学者の管理とは自由見学者の受付及び自由見学者からの問い合わせ等の対応となります。また、来場者エリアの施設管理等もお願い致します。管理の方法については事業者提案とします。
264	148	第3編 第3章 第4節	⑤	見学者説明用映像及びパンフレット等の内容の見直しについては、新たな画像や作図やレイアウト等の新規作成となるような変更の見直しについては除外項目として理解して宜しいでしょうか。 また、見学者説明用アプリについては、対象外と考えて宜しいでしょうか。	新たな画像や作図やレイアウト等の新規作成となるような変更の見直しについては10年目に行います。また、見学者説明用アプリについては見直しの対象とします。
265	148	第3編 第3章 第4節	⑥	「不在時に見学対応を実施した場合」とは、市様が不在となる時間外と土日、祝日に運営事業者が自由見学対応を実施した場合と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
266	149	第3編 第3章 第6節	①	投入ステージとは、プラットホームと読み替えて宜しいでしょうか。	ここでの投入ステージとは、プラットホームやホップステージを対象としております。
267	149	第3編 第3章 第6節	⑥	本施設における植栽管理の維持管理水準として既設における管理要領等が参考になるようでしたらご提示をお願いします。	既設の管理要領等の基準はありません。運営事業者にて周辺への安全性及び景観等を総合的に勘案して行ってください。
268	149	第3編 第3章 第6節	⑥	樹木(高中低木)剪定1回/年以上との記載ですが、原則1回/年以上とし、植樹後の樹木の成長状態等に応じ、周囲の車両等の通行への影響の有無や害虫発生の予防、外観への配慮等を運営事業者にて総合的に勘案して行うという考え方で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

269	149	第3編 第3章 第6節	⑥	原則として、樹木及び芝生には薬剤散布を行わないこととありますが、万が一、地域周辺で害虫の異常発生等があり、伐採・植替え等が必要となるような大きな被害が発生した場合は、自然災害等の扱いで費用処置を含め協議の上復旧するという考え方で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
270	149	第3編 第3章 第6節	⑥	除草(機械・人力併用)とありますが、人力で行うのは雑草の抜根を想定された記載と考えて宜しいでしょうか。	植栽管理をするうえで、機械で対応できない部分を想定しています。
271	149	第3章 第6節	⑦	「…破損、摩耗、はく離、退色等が生じた箇所は、速やかに補修を行い…」とありますが、経年劣化等による軽微な破損、摩耗、はく離、退色等については、本項目の対象外との理解でよろしいでしょうか。	機能低下につながる、安全上支障がある、劣化の促進につながる及び景観上支障がある等の場合は補修を行うものとします。
272	149	第3編 第3章 第6節	⑦	⑦は、プラント設備の重故障の防止を目的とした記載であり、建屋壁面、フェンス・歩廊・標識等や機器・配管・ダクト等の外面の塗装等のはく離、退色等プラント設備の重故障に直接係らないものは、事業者の判断にて補修を行うことで宜しいでしょうか。	プラント設備に限らず、建築物や建築設備、外構においても適宜補修を実施するものとします。その考え方はNo. 271を参照ください。
273	149	第3編 第3章 第7節		周辺住民貸出施設について、貴市職員が不在となる夜間及び土日祝日については運営事業者が受付及び管理を行うこととありますが、夜間は何時からの想定でしょうか。	夜間については17時15分以降で想定しております。
274	149	第3編 第3章 第7節		周辺住民貸出施設の運営ですが、夜間及び土日祝日の運営事業者による対応は、出勤している職員が兼務することも可能であり、必ずしも専従の職員を置く必要は無いと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、貸出施設の利用者に対し利便性については配慮願います。
275	149	第3編 第3章 第8節		SPCを設立しない場合、市様のホームページ内で掲載するか、またはリンクの設定を行うこととし、運営事業者は維持管理に必要な更新対応と費用負担を行うという方法も可能でしょうか。	本施設専用のホームページとしてください。
276	149	第3編 第3章 第8節		ホームページの作成については、市様のドメインとは別の本施設専用のホームページとなりますでしょうか。本施設専用ホームページの場合、ドメイン及びサーバ設定必要となります。また、ホームページ作成に当たりページ数や情報量により製作費用が変わりますので、要件定義について御教示下さい。	ホームページ作成についてはNo. 275を参照ください。施設案内、運転スケジュール、運転状況及び各基準の数値等が閲覧できるようにし、情報量等のページ数は事業者提案とします。なお、ホームページは利用者が興味を促すようし効率性及び利便性に配慮した計画としてください。

277	150	第3編 第4章 第3節	①	第7章環境保全とありますが、163ページからの第7章環境管理と読み替えて宜しいでしょうか。また、第7章に記載の通り、停止基準や運転管理基準を逸脱した場合は原因と責任を究明することとなっており、環境保全に関する事項を厳守できない原因が、例えば、第1編第2節計画主要目や今後の入札公告等でお示し頂ける本施設での処理対象物以外の処理不適物、異物等の混入により発生した場合等、運営事業者の責では無い場合の費用負担は市様と考えて宜しいでしょうか。	「第7章環境保全」は「第7章環境管理」と読み替えてください。 また、停止基準や運転管理基準を逸脱した場合の原因と責任の究明に係る費用は運営事業者負担とします。事業者の責では無いと判断された場合に係る費用は、原因と責任の究明に係る費用を除き発注者負担とします。
278	150	第3編 第4章 第3節	①	運営事業者が業務遂行上自ら行うべき手続き(事象所の作業環境管理等)を除き、届出書、報告書等の提出者は市様であり、運営事業者は必要に応じ資料作成に協力し、また、法令変更に伴い設備の改造・更新が必要となった場合は、対応をご協議の上、市様の費用負担にて対応するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
279	150	第3編 第4章 第4節		教育訓練計画書の内容、方法、頻度等は、関係法令等で指定がある場合を除き提案できるという理解で宜しいでしょうか。また、教育訓練用運転手引書とは、153ページ第8節表4.1に示される建設事業者が作成するマニュアル類のことを指し、試運転中の教育・訓練に使用するものであり、その後必要に応じて運営事業者により変更、見直しを行っていくものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
280	151	第3編 第4章 第5節	(1)	① 土曜日のごみ受け入れは委託収集車のみで、許可業者、直接搬入者は受け入れないものとの理解でよろしいでしょうか。	土曜日の受け入れは許可業者のみとなります。
281	151	第3編 第4章 第5節	(1)	① 原則としてとの記載がありますが、事業提案の計画条件としては、本基準仕様書(案)141ページ「2 施設の利用時間」に記載の条件と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
282	151	第3編 第4章 第5節	(1)	② 受入時間外に市事業等で搬入されるごみについて受入れることは、特別な対応が必要かどうかを事前に双方で確認し、対応をご協議頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	入札公告時に提示します。
283	151	第3編 第4章 第5節	(1)	② 現時点において、受入時間外に市事業等で発生したごみを受け入れる予定がありましたら、時期やごみ量等をご教示願います。	入札公告時に提示します。

284	151	第3編 第4章 第5節	(1)	③	広域支援災害処理等の市様から指定されたごみの受入にあたっては、通常のごみと違った特別な対応が必要かどうかを事前に双方で確認し、対応及び費用精算方法についてご協議頂けるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
285	151	第3編 第4章 第5節	(1)	⑩	動物死体の受入の曜日、時間帯に関し、市の指定する業者による搬入は除くとありますが、無制限に受け入れることは困難なため、曜日や時間帯等、計画に必要な(想定)条件について御教示ください。	市の指定する業者による持ち込みは月～日曜日とし、時間は8時30分から21時までとします。
286	151	第3編 第4章 第5節	(1)	⑩	動物死体の引取処分は市様ご指定業者によるとの記載がございますが、引取予定頻度を御教示下さい。また、同⑩項に平成29年度の実績の記載がございますが、月変動がわかるデータをご提示お願い致します。	No. 224を参照ください。平成29年度の月変動については21～48頭/月となっています。
287	151	第3編 第4章 第5節	(1)	⑩	「なお、平成29年度の動物死体受付実績数は383体である。」とありますが、種別毎の搬入数量等の内訳についてご教示願います。	No. 224を参照ください。
288	151	第3編 第4章 第5節	(1)	⑭	直接搬入ごみの受付及び処理手数料の徴収代行を行うこととありますが、徴収した処理手数料については、計量業務終了後の翌朝までに施設内にいる貴市職員様に手渡しするとの理解でよろしいでしょうか。	計量業務終了後、その日の16時30分までに施設内にいる市職員に手渡しすることとなります。
289	151	第3編 第4章 第5節	(1)	⑭	徴収した料金の保管期間、市様へのお引渡し方法(指定銀行口座への振込等)等について、参考として既設で行っている方法等を御教示ください。また、既設における1日あたりの徴収金額も参考に御教示願下さい。	計量業務終了後、その日の16時30分までに施設内にいる市職員に手渡しすることとなります。1日あたりの徴収金額は約30,000円～50,000円です。
290	151	第3編 第4章 第5節	(1)	⑭	許可業者および直接搬入ごみ(事業系)の中には、「後納」の業者がいらっしゃると思われれます。「後納」については、事務手続き、請求まで含み、貴市にて対応いただけるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
291	152	第3編 第4章 第5節	(1)	⑯	搬入物検査については、5回/月を予定とありますが、月の中でランダムに5回実施されるのでしょうか。それとも月の中で1週間月～金曜日の帯で実施されるのでしょうか。	1回/週+1回を基本にランダムに実施します。

292	152	第3編 第4章 第5節	(1)	⑩	搬入物検査については、運営事業者に事前に実施日を教示頂き、当該実施日に必要な体制を整えることで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
293	152	第3編 第4章 第5節	(1)	⑩	搬入物検査については渋滞の発生の恐れのある時期には実施しないものとして理解して宜しいでしょうか。また、敷地内外が渋滞した場合には、搬入物検査は中止中断として宜しいでしょうか。	搬入物検査は渋滞が発生しないように時期や時間帯、作業方法等を考慮して、市と協議し実施します。
294	152	第3編 第4章 第5節	(1)	⑪	市民から遺失物の調査依頼があった場合の市様の指示に従った協力とは、受入後ごみピットに入るまでの間に運営事業者の職員が発見したかどうかの確認が主であり、ごみピット内に埋没しているものや焼却設備等の内部の探索までは行わないという考え方で宜しいでしょうか。	遺失物の調査協力は、ごみピットへ入る前までとします。
295	153	第3編 第4章 第6節	①		運営事業者が余剰電力に関して電力会社等に売却することとなりますが、20年の事業となりバイオマス分のFIT固定価格も非バイオマス分も変動する可能性が考えられます。今回事業者インセンティブ10%の金額は、応札時の事業費には含めない(別出し)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
296	153	第3編 第4章 第6節			「売電収入の90%に相当する金額を年度ごとに市に納付」との記載がありますが、ごみ量やごみ質が「第2節計画主要目」に記載の範囲を逸脱した場合の余剰電力売却益の減少分については、市様の負担と考えて宜しいでしょうか。	ごみ量やごみ質が「第2節計画主要目」に記載の範囲を逸脱した場合においても、当該ごみ量・ごみ質で生じた余剰電力売却益の90%に相当する金額を年度ごとに市に納付することとします。
297	153	第3編 第4章 第6節			売電収入について、運営事業者は90%相当分を市様へ納付するものとしますが、実施方針添付資料-2リスク分担(案)において、ごみ量・ごみ質の一定範囲以上の変動リスクは市様となっていることから 計画年間処理量・計画基準ごみから算出する年間計画売電量と実際のごみ量・ごみ質に応じた実績売電電力量に対する差分について一定の範囲(3%等)を超えたものについては、変動費で精算されると考えて宜しいでしょうか。	No. 295及びNo. 296を参照ください。

298	153	第3編 第4章 第6節	①	「余剰電力の売電に係る契約は、運営事業者が電力会社等と直接契約し…」とありますが、電力会社との連系に関する工事負担金については、市様にてご負担いただくとの理解でよろしいでしょうか。	No. 18を参照ください。
299	153	第3編 第4章 第7節		用役管理についてエコセメント化施設での焼却残さが受入中止となった場合の飛灰処理薬品費用及び運搬費については別途実績清算されるものと考えて宜しいでしょうか。	エコセメント化施設の受入停止期間は、年間で連続7日程度を考慮し事業者にて飛灰処理薬品費用の算出願います。なお、エコセメント化施設の受入停止期間については事前に連絡します。基準値を超えて受入中止となった場合の飛灰処理薬品費用及び運搬費の負担は基準値を超えた要因によるものとします。
300	154	第3編 第4章 第11節	①	ここでいう稼働日数、時間とは、各炉毎の焼却処理日数、処理時間とし、炉の立上下げ時等の詳細取扱いについては別途協議の上決定するという考え方で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
301	156	第3編 第5章		労働安全衛生等の仕様が、第3編運営に係わる事項に含まれて記載されていますが、本章は、建設事業者と運営事業者共通に適用される仕様であり、それぞれの業務に該当する仕様がそれぞれの事業者が満足するという考え方で宜しいでしょうか。	本章の記載事項は全て運営事業者において満足することとします。
302	156	第3編 第5章 第1節	③	設備、機器、通路等の安全対策を行うこととありますが、運営事業者が行う対策は、原則として設備改造等を行うことではなく、マニュアル等の整備、安全表示等の改善、整理整頓等の励行等運営事業者の自主的な改善活動を主体とした対応を指すと考えて宜しいでしょうか。	マニュアル等の整備、安全表示等の改善、整理整頓等の励行等運営事業者の自主的な改善活動はもちろんのこと、安全対策上問題がある場合は対策工事も含むものとします。
303	156	第3編 第5章 第1節	⑤	問題がある場合は、施設の改善を行うとありますが、運営事業者が行う対応は、原則として施設改造等を行うことではなく、マニュアル等の整備、安全表示等の改善、整理整頓等運営事業者の自主的な改善活動を主体とした対応を指すと考えて宜しいでしょうか。	マニュアル等の整備、安全表示等の改善、整理整頓等運営事業者の自主的な改善活動はもちろんのこと、労働安全衛生上問題がある場合は対策工事も含むものとします。

304	156	第3編 第5章 第1節	⑥	「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」において、ダイオキシン類対策委員会の設置は廃棄物焼却施設の管理者が実施すると通知しているものと理解しています。当該委員会の設置は市様にて実施いただくとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、運営等に関する業務及び資料作成等は運営事業者が行うものとします。
305	158	第3編 第6章 第2節	①	事業運営期間と事業運営期間の終了後15年間についても同額以下とすることとありますが、他事業者が運営する費用の算出は出来ないことから、事業運営受託者が継続して15年再受託することと考えてよろしいでしょうか。また、同額の定義は、事業運営期間の20年間と終了後15年間の総額と考えてよろしいでしょうか。	事業運営期間の終了後15年間の運営に係る費用の算出は、事業運営受託者が継続して15年再受託することを想定した場合で算出願います。また、同額の定義は、事業運営期間の20年間と終了後15年間の総額と考えてください。
306	158	第3編 第6章 第2節	①	建築物の耐用年数は50年とされています。よって建築物の大規模補修時期は、30年～50年程度になると想定されることから、事業運営期間以降に補修が必要となる可能性があります。このため、事業運営期間20年間の維持管理費 \geq 事業運営期間終了後15年間の維持管理費とすることは、合理的ではないと考えます。建築物の補修等については、これらの対象とならないとの理解でよろしいでしょうか。	本施設を35年以上にわたり使用する予定であり、建築物の補修等も含め、事業運営期間20年間の維持管理費 \geq 事業運営期間終了後15年間の維持管理費となるように計画願います。
307	158	第3編 第6章 第2節	①	長寿命化総合計画作成にあたり維持管理費を平準化することを考慮し、事業期間の終了後15年間の維持管理費の合計額は、事業期間20年間の維持管理費の合計額以下とすることとの記載がありますが、(20年間の平準化した年あたりの額) $>$ (15年間の平準化した年あたりの額)ではなく、(20年合計額) $>$ (15年合計額)という理解で宜しいでしょうか。	No. 305を参照ください。
308	158	第3編 第6章 第2節	①	長寿命化総合計画作成にあたり事業期間の終了後15年間の維持管理費の合計が事業期間20年間の維持管理費の合計額以下とありますが、入札時点の計画数値として提示するものであり応募者は終了後に原材料高騰、物価変動や技術革新等により20年間の維持管理費を超えたとしても責はないものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

309	158	第3編 第6章 第2節	①		長寿命化総合計画の3年に1度の更新にて事業期間20年間の維持管理費が増額になった場合には、運営事業者の負担ですが、減額になった場合の処置について入札説明書にて御教示下さい。	長寿命化総合計画の更新に伴う運営・維持管理費の増減は行わないこととします。
310	158	第3編 第6章 第4節	②		表4.1の記載は、表6.1と読み替えることで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
311	161	第3編 第6章 第9節	①		構内案内板や白線等の保全是、著しく視認性が悪化した場合で、運営事業者の判断に基づき保全を行うものと考えて宜しいでしょうか。計画の基準等にご指定がある場合は御教示下さい。	構内案内板や白線等の保全については、事故等を未然に防ぐことを考慮し著しく悪化する前に行うこととします。
312	162	第3編 第6章 第11節	①		基準仕様書第3編第1章第4節2引渡性能試験(23ページ)に示された引渡し性能試験項目のうち、運営開始後に実施する項目について、市様と協議して実施とありますが、計測結果については第7章環境管理表7.1業務期間中の測定項目(163ページ)に記載の結果を使用することも可能とし、詳細は事業者の提案によると考えて宜しいでしょうか。	第7章環境管理表7.1業務期間中の測定項目とは別に性能試験として実施することとします。
313	163	第3編 第7章 第1節	表7.1		焼却灰の熱しゃく減量の測定箇所は、水和物による影響を避けるため、乾灰状態で採取するとしてよろしいでしょうか。	第2編第1章第4節2引渡性能試験 表1.6引渡性能試験方法に示すとおり焼却灰のサンプリング場所は焼却灰搬出装置出口とします。
314	163	第3編 第7章 第1節	表7.1		焼却灰の溶出試験の記載がありませんが、焼却灰の溶出試験についてはエコセメント化施設での焼却残さが受入中止となった場合、都度溶出試験を実施し費用清算されると理解して宜しいでしょうか。	焼却灰の溶出試験についてはエコセメント化施設での受入中止とは関係なく1回/3ヶ月を基本として実施するものとしてください。なお、基準値を超えて受入中止となった場合の溶出試験費の負担は基準値を超えた要因によるものとします。
315	163	第3編 第7章 第1節	表7.1		焼却灰の放射性セシウム濃度について、※年度ごとに交付金手続きに伴う測定費用の資料を提出することとございますが、本測定については、交付金を受け取ることができ、運営事業者はその費用の一時立て替えと、費用の資料を提示するのみとの理解で宜しいでしょうか。	本測定の費用については全て運営事業者の負担となります。交付金については市が受領するものとなります。交付金手続きに必要な測定費用の資料を提示願います。

316	163	第3編 第7章 第1節	表7.1	騒音について立川市と昭島市の騒音基準値がございますが、表7.1に記載の敷地境界4箇所測定点の内訳は、立川市、昭島市それぞれ2箇所ずつの測定となるのでしょうか、それとも騒音源となる施設建屋のある立川市側に測定点を多くとることになるのでしょうか。	No. 90を参照ください。
317	163	第3編 第7章 第1節	表7.1	市様及び運営事業者が合意した場合、計測管理項目及び計測頻度は適宜、変更されるとありますが、変更された場合の費用清算方法について入札説明書にて御教示下さい。	計測管理項目及び計測頻度は適宜、変更する予定はありません。入札公告時に修正致します。
318	164	第3編 第7章 第1節	表7.1	飛灰及び飛灰処理物の溶出試験について、エコセメント化施設での焼却残さ受入中止とは関係なく4回/年飛灰処理物のみを計測することで宜しいでしょうか。それとも飛灰と飛灰処理物の両方を計測するのでしょうか。	飛灰処理物についてエコセメント化施設での受入中止とは関係なく1回/3ヶ月を基本として実施するものとして下さい。
319	164	第3編 第7章 第1節	表7.1	飛灰処理物の溶出試験の4回/年とは1回/3ヶ月とする必要があるのでしょうか。飛灰処理設備を7日間/年の運転時間と想定した場合、4回/7日間の計測としても宜しいでしょうか。	No. 318を参照ください。
320	164	第3編 第7章 第1節	表7.1	溶出試験を1回/3ヶ月×4回/年とする必要がある場合、溶出試験のためだけの飛灰処理を定期的に行う必要が生じますが、その際の1回あたりの飛灰処理量についてご指定があれば開示下さい。 尚、飛灰処理物は硬化リスクがあることから長期間のピット貯留が適さないため、上記溶出試験用飛灰処理物が発生した場合には、適宜搬出させて頂けるものと理解します。	試験のための1回あたりの飛灰処理量は事業者提案とします。また、溶出試験用飛灰処理物が発生した場合は、適宜搬出出来るものとします。
321	164	第3編 第7章 第1節	表7.1	飛灰の放射性セシウム濃度についても焼却灰同様に、本測定については、交付金を受け取ることができ、運営事業者はその費用の一時立て替えと、費用の資料を提示するのみの理解で宜しいでしょうか。	No. 315を参照ください。
322	164	第3編 第7章 第1節	表7.1	飛灰及び飛灰処理物・空間放射線の放射性セシウム濃度の測定に関して、飛灰及び飛灰処理物のセシウム濃度は変わらないので飛灰のみ毎月計測すれば宜しいでしょうか。それとも、各々毎月計測するのでしょうか。	ご理解のとおりです。

323	164	第3編 第7章 第2節	(1)		大気汚染防止法のばい煙発生施設及び水銀排出施設の届出 数値として想定されている処理前濃度(硫黄酸化物、塩化水 素、水銀)がありましたら御教示下さい。	処理前濃度については想定しておりません。
324	164	第3編 第7章 第2節	表7.2		水銀については、定期バッチ計測初回のデータで即時停止 でなく、初回のデータが上回った場合、速やかに3回以上の 再測定(試料採取を含む)を実施し、初回の測定結果を含め た計4回以上の測定結果のうち、最大値及び最小値を除く全 ての測定結果の平均値により評価した値として良いでしょ うか。	ご理解のとおりです。
325	165	第3編 第7章 第3節			処理に係る費用は運営事業者の負担とするとありますが、 ②に記載の通り原因と責任の究明結果により運営事業者の 責ではないと認められる場合には市様による費用負担も含 めて対応をご協議するという理解で宜しいでしょうか。	No. 277を参照ください。
326	168	第3編 第9章 第7節	②		適切な維持管理とは、場内設備等と災害対応用の供給バラ ンスを調整し、できるだけ災害対応に支障が無いよう協力 するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。また、災害発生時に、外部へ電力や 給湯を供給するための設備を平時から適切に維持管理する 趣旨も含まれます。
327	168	第3編 第9章 第7節			ここで規定される「防災備蓄倉庫」は、P.122 (2) 市専有 エリアに記載の防災備蓄倉庫と同じものと理解してよろし いでしょうか。また、備品等の搬出について、搬出先は昭 島市域の用地と考えてよろしいでしょうか。	ここで規定される「防災備蓄倉庫」は、P.122 (2) 市専有 エリアに記載の防災備蓄倉庫となります。備品等の搬出先 については昭島市域を含め場内各所と考えてください。
328	169	第3編 第10章 第2節			事業期間終了の引き継ぎ時における本施設の要求水準とし て、運営事業者は、第三者機関による精密機能検査及び性 能確認検査等を市の立会いの下に実施することとありますが、 ここでいう精密機能検査とは、本基準仕様書(案)第3編 第6章第10節(161ページ)に記載の内容を指し、性能確認検 査等とは本基準仕様書(案)第3編第6章第11節(162ページ) に記載の内容を指すものとし、それぞれ事業期間中最後の各 試験については市様の立会を要すると理解して宜しいで しょうか。	ご理解のとおりです。

329	169	第3編 第10章 第2節			「試験等の実施に当たっては、・・・施設の機能・効率・能力等の確認試験を行う。」とありますが、確認試験とは具体的にどの様な試験をお考えなのかご教示ください。	第3編第1章第4節2引渡性能試験に示された引渡し性能試験項目を基本とし、詳細については、事業期間の終了日5年前から実施する市との協議にて決定します。
330	169	第3編 第10章 第3節			事業期間終了後の1年間において、本施設に関して運営事業者の施設運營業務等に起因する性能未達が指摘された場合には、改修等の必要な対応を行い、通常の施設運営に支障ない状態に改善することとありますが、事業期間終了後の運転維持管理が適切に行なわれており、事業期間中の運営事業者の業務に不備等があったことを市様と運営事業者双方で確認できた場合と考えて宜しいでしょうか。	事業期間終了後の運転維持管理が適切に行なわれていることが確認できた場合には、本運営事業者の負担で通常の施設運営に支障ない状態に改善することとします。
331	添付資料	2	-	-	添付資料-2（敷地図）について、CADデータをご提示願います。	入札公告時までに検討致します。
332	添付資料	6-1			既存構造物（位置図）に記載されている「既存構造物(4)」「排水側溝」の平面断面図をご提示願います。	「既存構造物(4)」については構造物の材料の径が明示されており確認できると考えます。「排水側溝」の仕様等の情報については調査できる範囲で入札公告時に提示致します。
333	添付資料	6-2～9			既存構造物(1)～(8)の地下部分の断面図をご提示願います。	地下部分は不明です。
334	添付資料	7-1			土壌汚染調査資料について、資料一式をご提示願います。	No. 202を参照ください。
335		添付資料-9	所要室等備品一覧(参考)		市職員用エリア 防災備蓄倉庫 棚の設置者は市様になっておりますが、防災備蓄庫の大きさを決めるに当たり棚の寸法と数量について御教示ください。	防災備蓄倉庫の形状に合わせ市で設置致します。一般的に市販されている棚が設置できる仕様であれば可と考えます。
336					基準仕様書(案)のカッコ書きの区別について御教示願います。 []に仕様が記載されているものについては事業者の提案により市様が妥当と判断した場合には変更を可とするもの。同じく【】に仕様が記載されているものについては、市様が指定するものであり変更が認められないものと理解して宜しいでしょうか。	[]及び【】ともに仕様が記載されているものについては、記載内容以上の提案を妨げないという意味です。

2. 基準仕様書(案)に対する意見

No.	ページ	大項目	中項目	細目	内 容	
1	3	第1編 第1節	7	3) (1)	雨水流出抑制施設の対象面積、要求仕様について明確化して頂きたいをお願いします。	雨水流出抑制施設の対象面積は、昭島市域も含めた敷地境界線内全域です。仕様については、1. 基準仕様書(案)に対する質問No. 28を参照ください。
2	4	第1編 第1節	8	3)	緑化率について、各法令・条例が記載されているが、数値にて明記して頂きたいをお願いします。	建物条件等により敷地内の緑化率の算定が変わるため、記載できません。
3	4	第1編 第1節	8	5)	建設敷地内における、45mの水平表面の高さ制限について範囲について明確化して頂きたいをお願いします。	1. 基準仕様書(案)に対する質問No. 34を参照ください。
4	4		8	2)	詳細な検討をするため、敷地のCADデータをご提供願います。	入札公告時までには検討致します。
5	8	第1編 第2節	6		放流式の給湯を行うことは、本施設の用役収支の悪化やエネルギー効率低下につながります。また別施設への給湯は管路の漏水などによるトラブルへの対応をはじめ維持管理上も余熱利用施設に関する市様の負担が増加するものと予想されます。比較的小規模な余熱利用施設をご計画なのであれば、本施設からは温水製造のための電力供給を行い、取合いは電力のみ(現状の電力供給分に加温用電力分を加えた量)とした方が、余熱利用施設も含めた施設全体のエネルギー効率の向上、維持管理の手間や経費などの削減につながるものと考えます。 電力供給のみの取合に変更頂けないでしょうか。	基準仕様書(案)のとおりとします。
6	8	第1編 第2節	8	1) (2) (4)	排ガス基準値が(2)(4)の両項共に「塩化水素濃度」の記載ですので修正下さい。	修正します。
7	15	第1編 第2節	11	6)	本事業に起因する電波障害の発生が明らかになった場合は、障害の状況に応じて適切な対策を実施することとありますが、テレビ電波対策工事は事前の机上の検討費用は見込めますが、テレビ電波障害対策費については不確定要素が多く見込むことが困難です。調査のみとし、対策工事は範囲外として頂きたいようお願いします。	1. 基準仕様書(案)に対する質問No. 72を参照ください。

8	35	第2編 第7節	4	15)	図面についてはJw_cadとの御指示ですが、購入機器等で対応が困難な場合、PDF形式での御提出とさせて頂くようお願いいたします。	原則としてJw_cadでの提出とします。
9	37	第1章 第10節	2	4)	事業者に帰すべき事由のない損傷、汚染について、当該措置に係る費用は市様にてご負担いただきたくお願いいたします。	事業者に帰すべき事由のないものについては市負担とします。
10	41	第2編 第2章	第1節 7	4)	「開口部には防水扉を設置すること。」とありますが、「浸水以下の開口部には防水扉を設置すること。」としていただきたいです。	TP+102.5m以下の開口部には防水扉を設置することとします。
11	43	第2編 第2章	第2節 2	2)	構造〔鉄筋コンクリート造〕とありますが、腰壁以上は鉄骨造も可とするとしていただきたいです。	基準仕様書（案）のとおりとします。
12	68	第2編 第2章 第5節	2	2.1 5) (3)	ろ過式集じん器「温風循環並びに保温ヒータ方式を採用し、保温ヒータは底板だけでなく、上部側板にも行うこと」については、温風循環ラインは休炉時のみ使用のバイパスダクトを設置する装置となり、循環バイパスライン等のダンパ及びダクトの腐食が懸念されることから、多数実績のある集じん器ホップ及び飛灰搬出装置への電気ヒータ設置とさせていただきたい。	「温風循環または保温ヒータ方式を採用」とします。
13	104	第2編 第2章 第12節	3	2) (1) (3)	大気質測定機器についてばいじん濃度及び二酸化硫黄濃度計の入口側については、施設の運営管理上の利用用途は明確でない上、温度や濃度などの影響もあり、安定で正確な測定が困難であるため、設置を除外させていただきたい。	基準仕様書（案）のとおりとします。
14	115	第3章 第1節	1	5)	「調査結果については、業務着手時に提示する。」とありますが、入札公告時に資料一式をご提示願います。	入札公告時までには提示できません。業務着手時までには提示致します。
15	124	第2編 第3章	第2節 1	3). (2)	防災備蓄倉庫で食糧と毛布は貴市が納品及び管理を行うとありますが、それ以外のマットや簡易トイレ、便座設置袋の納入および管理は事業者側とのことでしょうか。管理については、同一管理者とすることが望ましいと考えます。備蓄品はすべて貴市にて管理頂きたくご検討をお願いいたします。	防災備蓄倉庫の備蓄品については全て市が納品及び管理致します。

16	124	第2編 第3章 第1節	2	3) (2)	防災備蓄倉庫の飲料水の備蓄 ペットボトル20トンとありますが、2Lペットボトルとして1667箱(6本/箱)であり通常4段積みで約26㎡(パレット64箱積みの場合 約31㎡)と50㎡の半分以上を飲料水として防災備蓄倉庫占めてしまうことから、防災備蓄倉庫の飲料水は生活用水受水槽に防災備蓄を加えた水槽とした方がよいと思われます。	基準仕様書(案)のとおりとします。市内別施設でも同仕様のペットボトルを20t分保管しております。保管状況は段ボール6段積になっているおり、面積はおおよそ約17㎡となっております。
17	141	第3編 第2章	第2節 2	(2)及 び(3)	見学者用エリア、市民貸し出しエリアについて、正月を除いてすべて開館の予定ですが、特に見学者エリアは定期ワックス掛け清掃を行います。その際には安全上見学は困難です。ワックス清掃時や調度品什器設備の点検保守のために、毎月1度は閉館日を設ける等の配慮を検討願います。また、年1回の全炉停止時に全停電を伴う電気設備点検を行います。この時も休館日としていただけるように検討願います。	月に1日と全炉休止時は休日とし、その詳細については協議によるものとします。
18	145	第3編 第2章 第2節	6	(9) ①	事業期間終了時の取扱いについて、次期運営事業者に引継を行う場合は、運営事業者の競争上の地位を害する恐れがあり、図書等の内容については市様から次期運営事業者に情報開示前に協議頂けるものと考えます。	次期運営事業者に情報開示前に協議するものとします。
19	151	第4章 第5節	-	⑩	「動物死体の受付、保管及び引渡事務を行うこと。」とありますが、保管期間はどの程度を想定されているかご教示願います。P112にて動物用保冷库の記載がありますが、保管期間が長期となる場合、冷凍庫の方が望ましいと考えます。	冷凍仕様を想定しております。
20	152	第3編 第4章 第5節	(1)	⑯	搬入物検査については、ダンピングボックス1台で実施するものと理解して宜しいでしょうか。5~10台/日をダンピングボックス1台で実施するには展開検査時には、市民持ち込み搬入車はごみ投入扉前にごみを置くこととなりますが市民サービスの観点から問題はないと理解して宜しいでしょうか。	搬入物検査はダンピングボックスを使用致します。検査時は直接搬入者荷下ろしスペースの一部を使用するなどして安全上問題ないように工夫願います。

21	153	第3編 第4章	第5節	(7) ①	焼却残さは、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設へ運搬することとあります。灰搬送業務は運営事業者から、灰搬送ができる業者に部分委託をすることが一般的かと思えます。灰搬送等は過去に実績がある自治体様から発注された方がコストメリットも出しやすく、今回の立川市様が採用された評価方式にも合致するのではと思われま。灰搬送は事業者範囲でなく、市様の範囲としてご検討願います。	基準仕様書（案）のとおりとします。
22	153	第4章 第6節	-	①	売電による売上の大半が管理者の収入となる枠組みとなっており、実質的に売電収益は市様に帰属しているものと考えます。売電収益の帰属先を事業者とすることは、電気供給業に係る法人事業税が課される等、事業費の増加に繋がるため、売電収益は市様に帰属する方が望ましいと考えます。	基準仕様書（案）のとおりとします。
23	158	第6章 第2節	-	①	ごみ質・量の変動や事業期間の終了後15年間の運営状況など、将来の状況を判断できないため、事業期間の終了後15年間の維持管理費の合計額が事業期間20年間の維持管理費の合計額以下となるかは保証できません。現時点において、事業者が判断できる範囲での長寿命化計画を作成し、提出するものとさせていただきます。よろしくお願いいたします。	長寿命化総合計画については、入札時点の計画数値として提示するものとし、事業期間終了後に原材料高騰、物価変動や技術革新等による変動は見込めないと理解しております。
24	159	第3編 第6章	第11節	①	性能試験の実施が運営期間中にございます。本内容については、運営開始前に内容が明確でないと応札金額に大きく影響します。また、通常運転時の月報・年報、ボイラ定期安管審(2年毎)や精密機能検査(3年毎)でも性能評価ができ、本項目に十分代用できると思われま。本項目の見直しについてご検討よろしく願います。	基準仕様書第3編第1章第4節2引渡性能試験に示された引渡し性能試験項目を基本とし、原則として本性能試験独自に各試験項目を実施することとします。
25	164	第3編 第7章 第2節	(2)		焼却残さの放射性セシウム濃度についての基準の記載はありませんが、放射性セシウムに関しては運営事業者の責任では対応できないため市様(行政)の処理でお願い申し上げます。	処理については市と協議によるものとします。

26	165	第3編 第7章	第3節	⑧	稼働停止中のごみ処理に係る費用は運営事業者の負担とするとありますが、水銀はごみ由来に大きく影響し、東京都一組でも事例があるように、多量な水銀が入っている製品をごみに入れられてしまった場合は事業者側で制御することが困難です。事業者起因でないことが明確な場合は事業者リスクから除外いただけるようにお願いします。	No. 277を参照ください。
----	-----	------------	-----	---	---	-----------------